

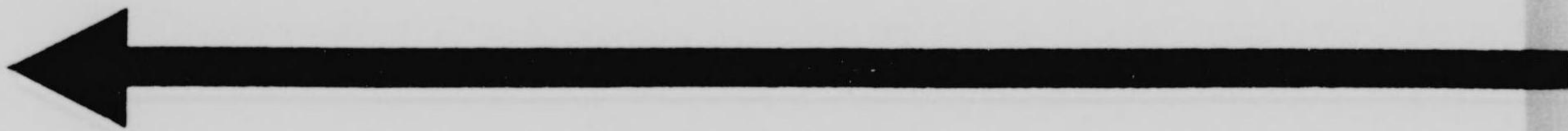


392

237



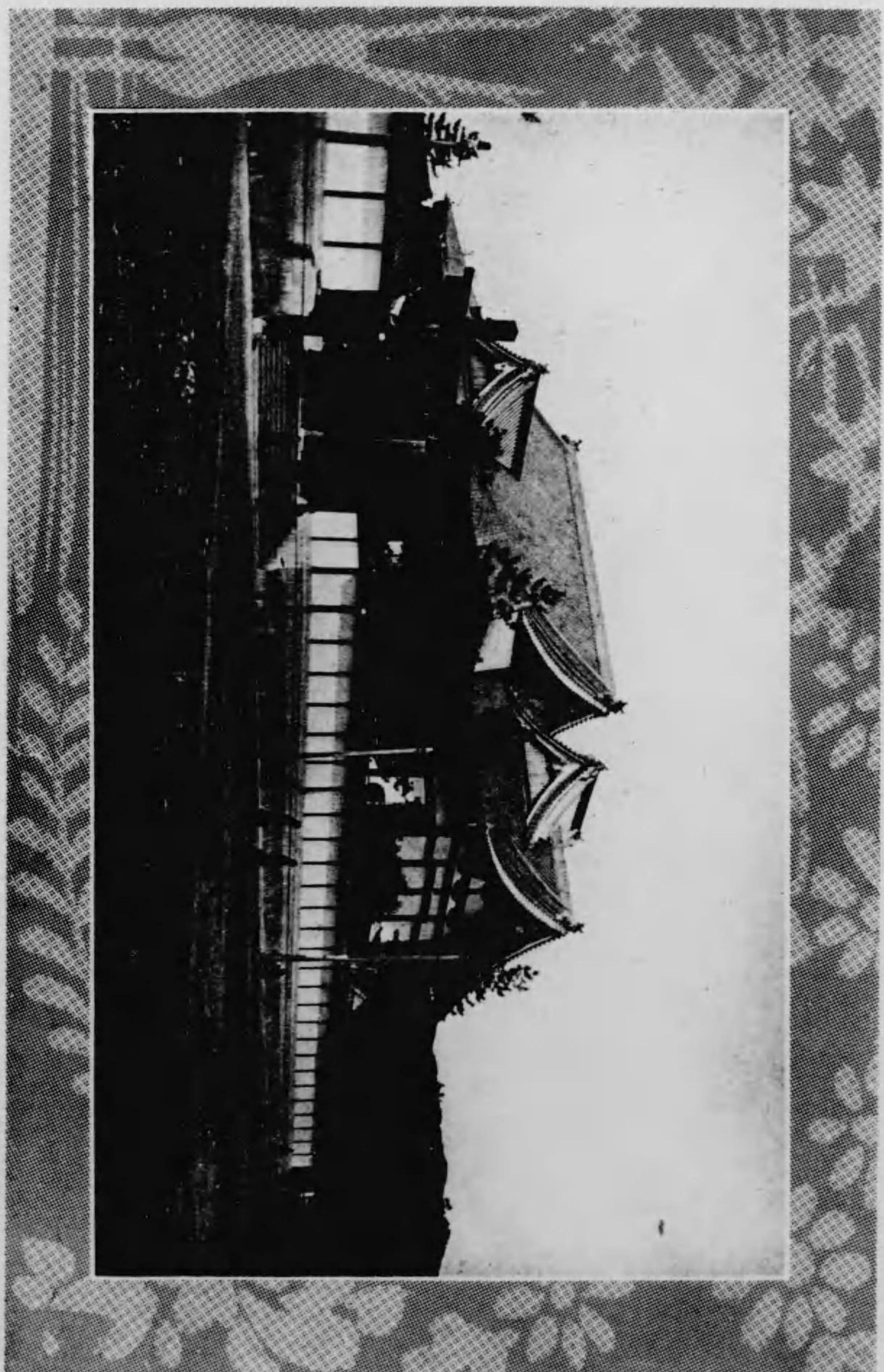
始



998

392
237

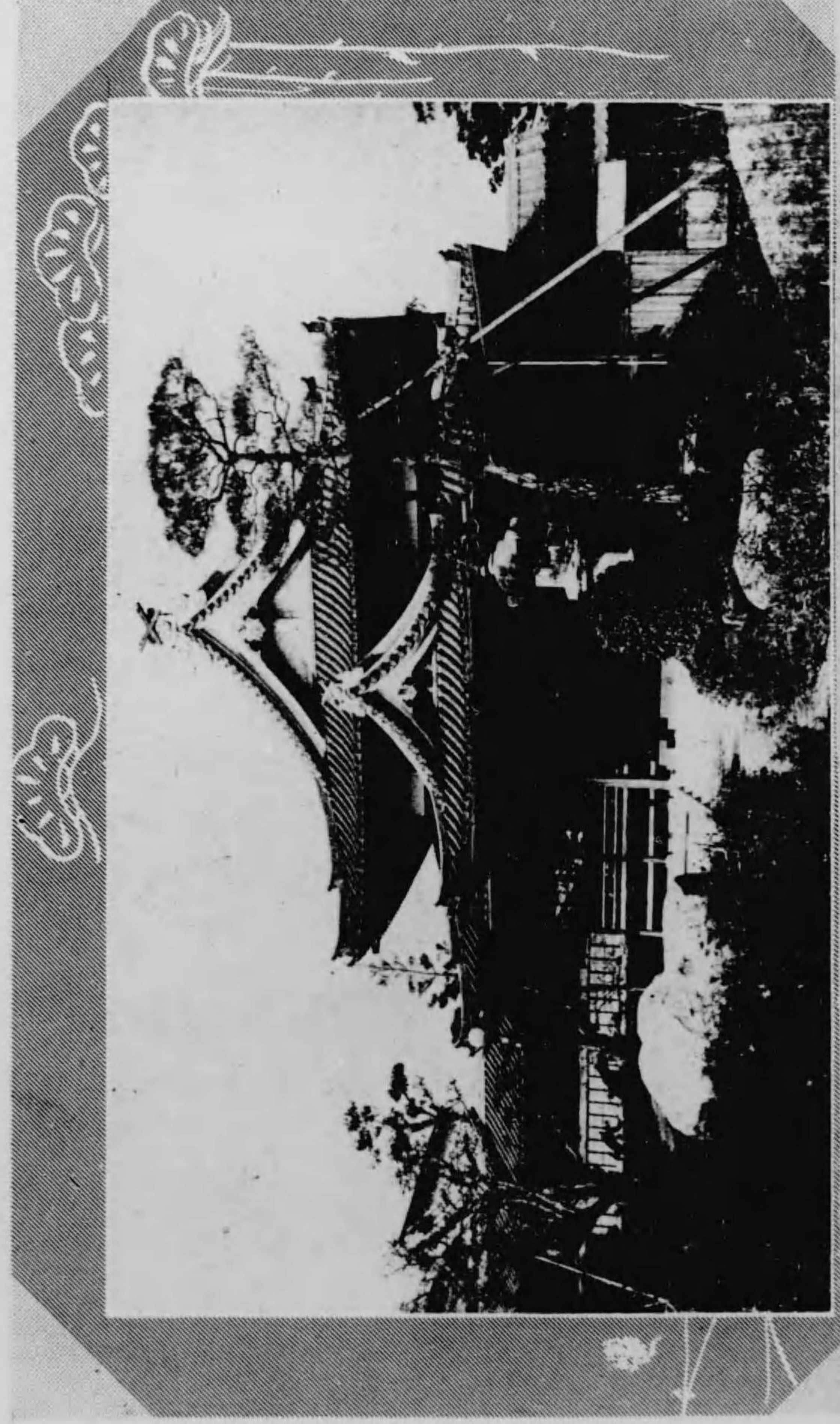
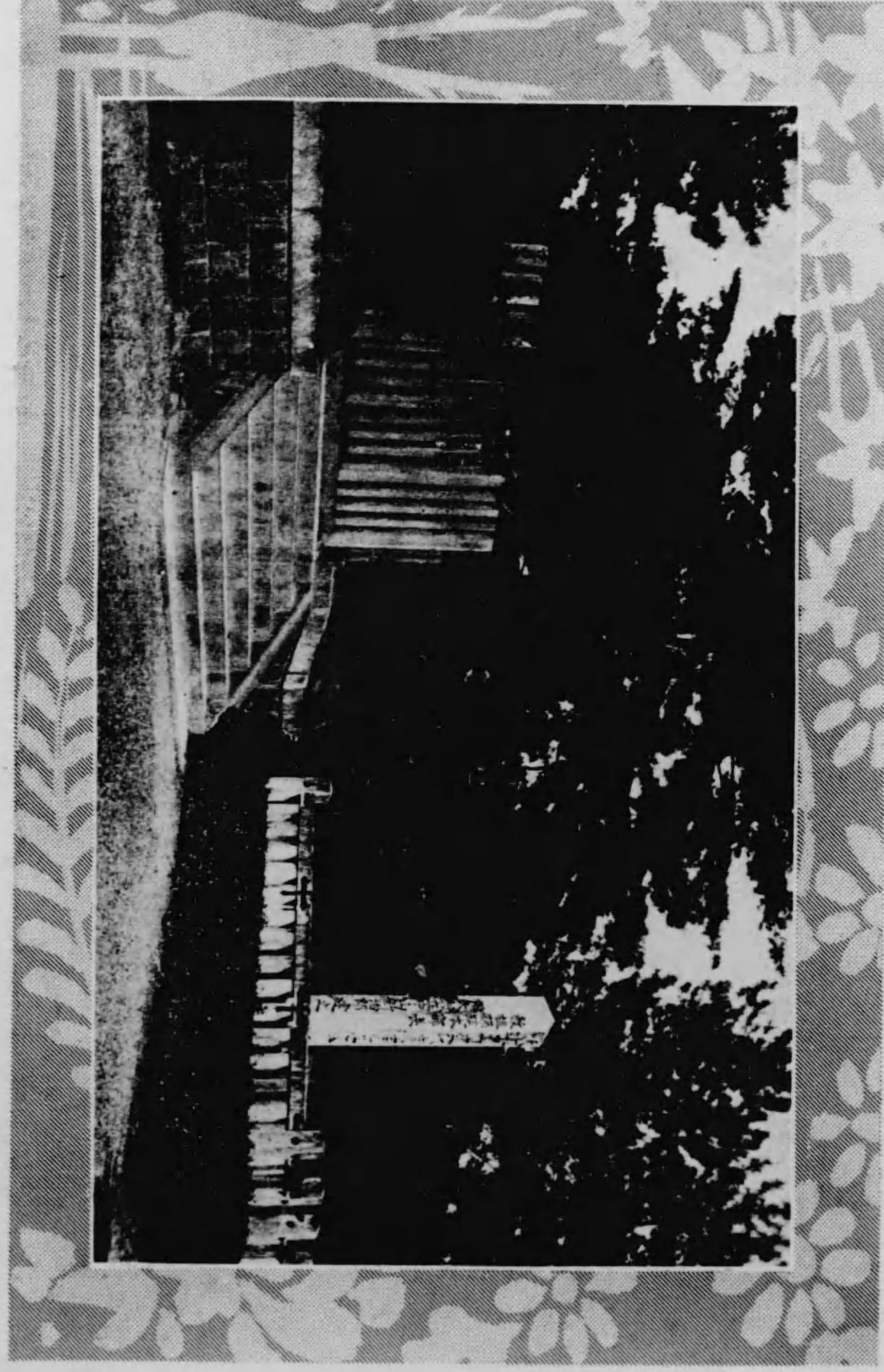
天理教地場案内



天 理 教 會 本 部

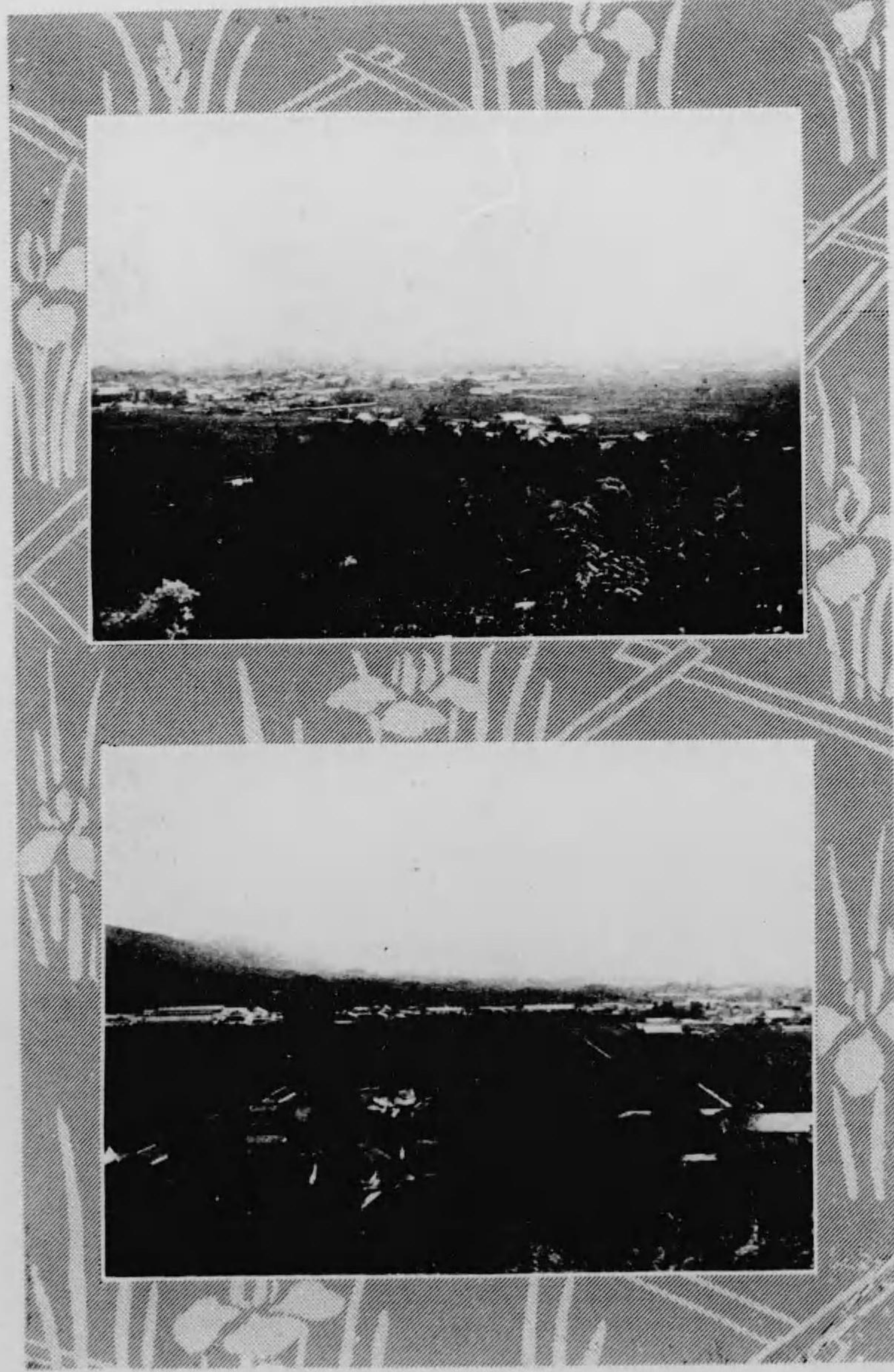


教祖墓地 (鹽田山)

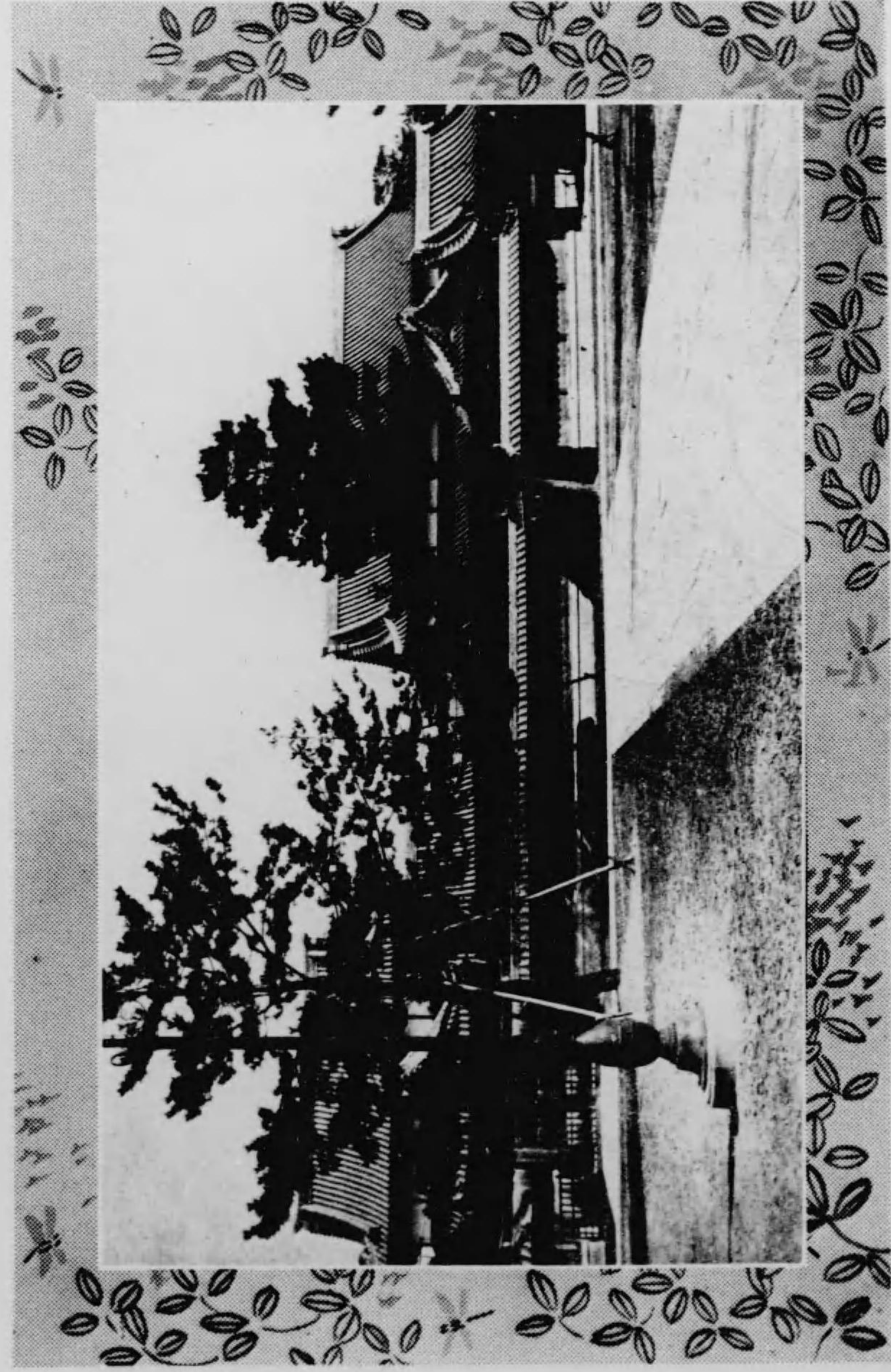


教祖墓地 (鹽田山)

(一) 景遠場地お

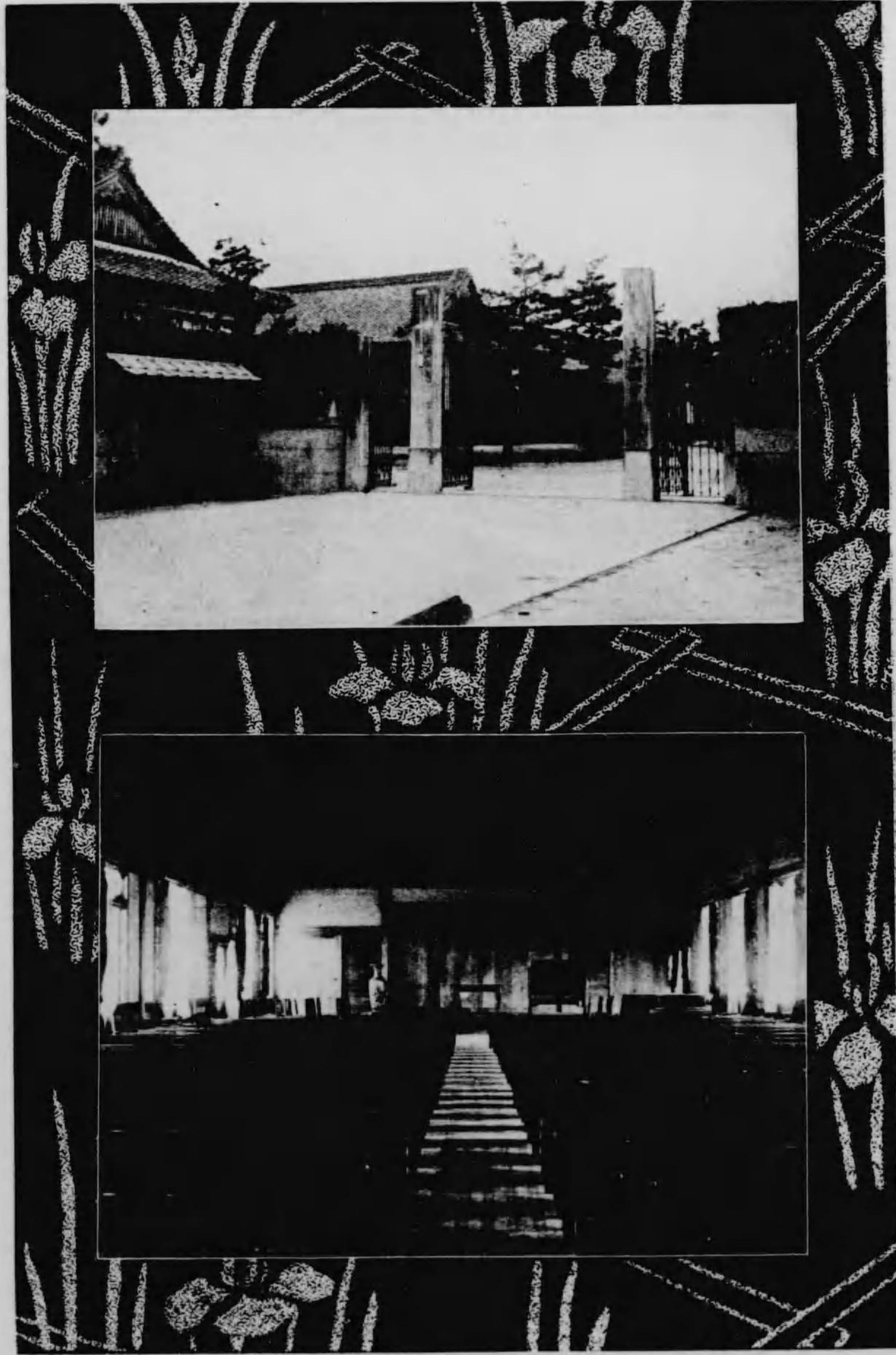


(二) 景遠場地お



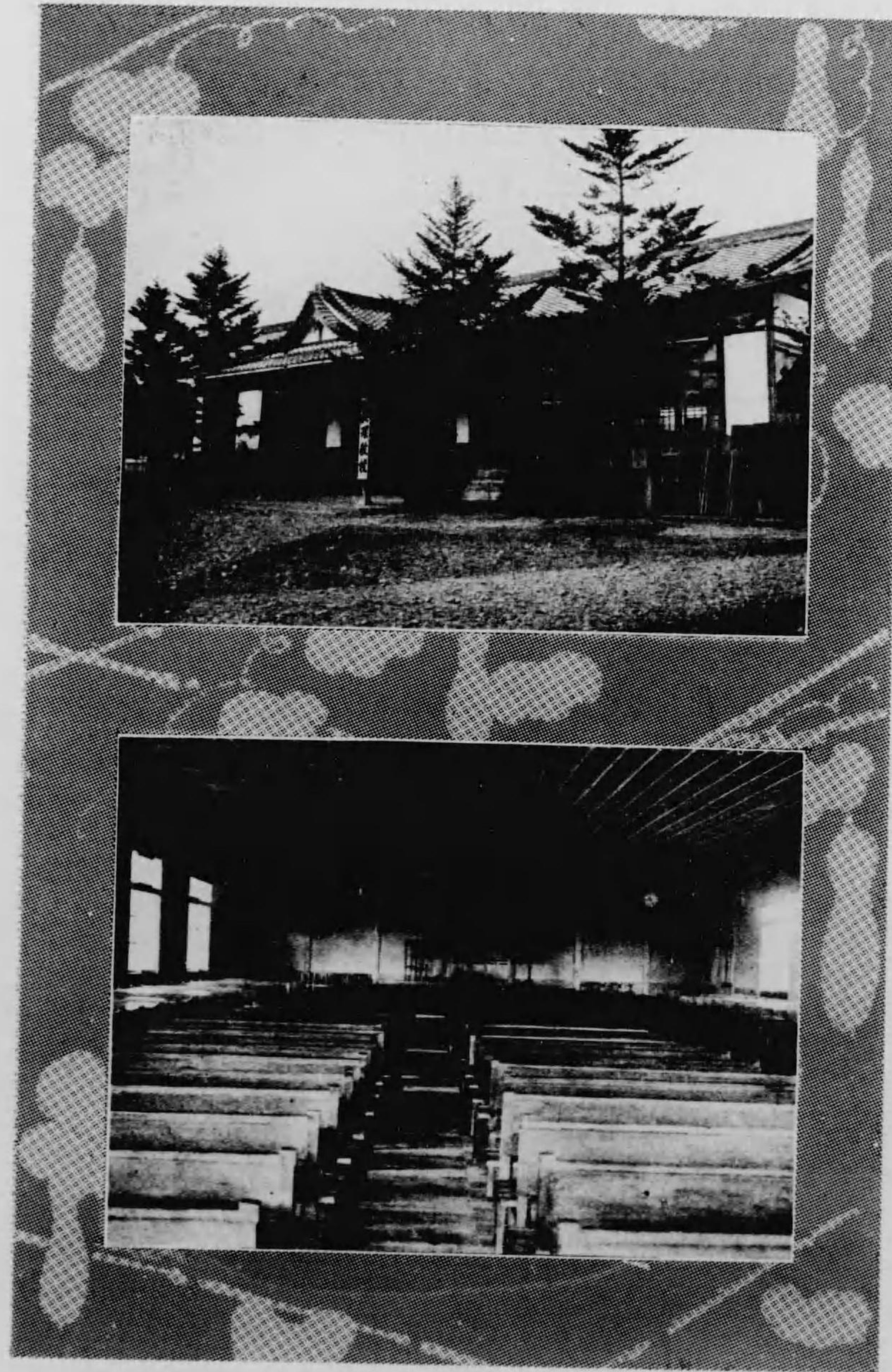
電 報 局

天理中學正門



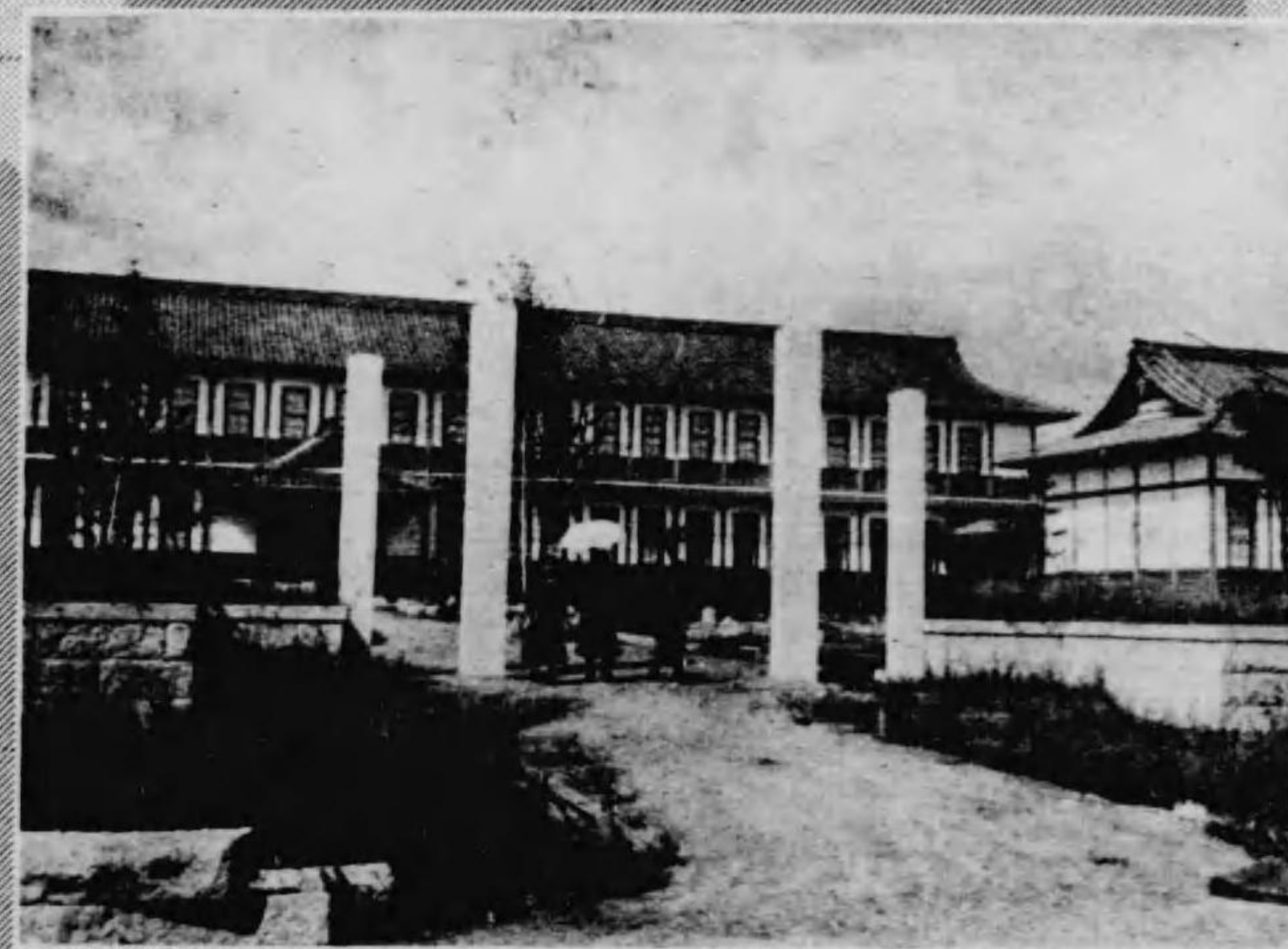
同講堂

天理教校

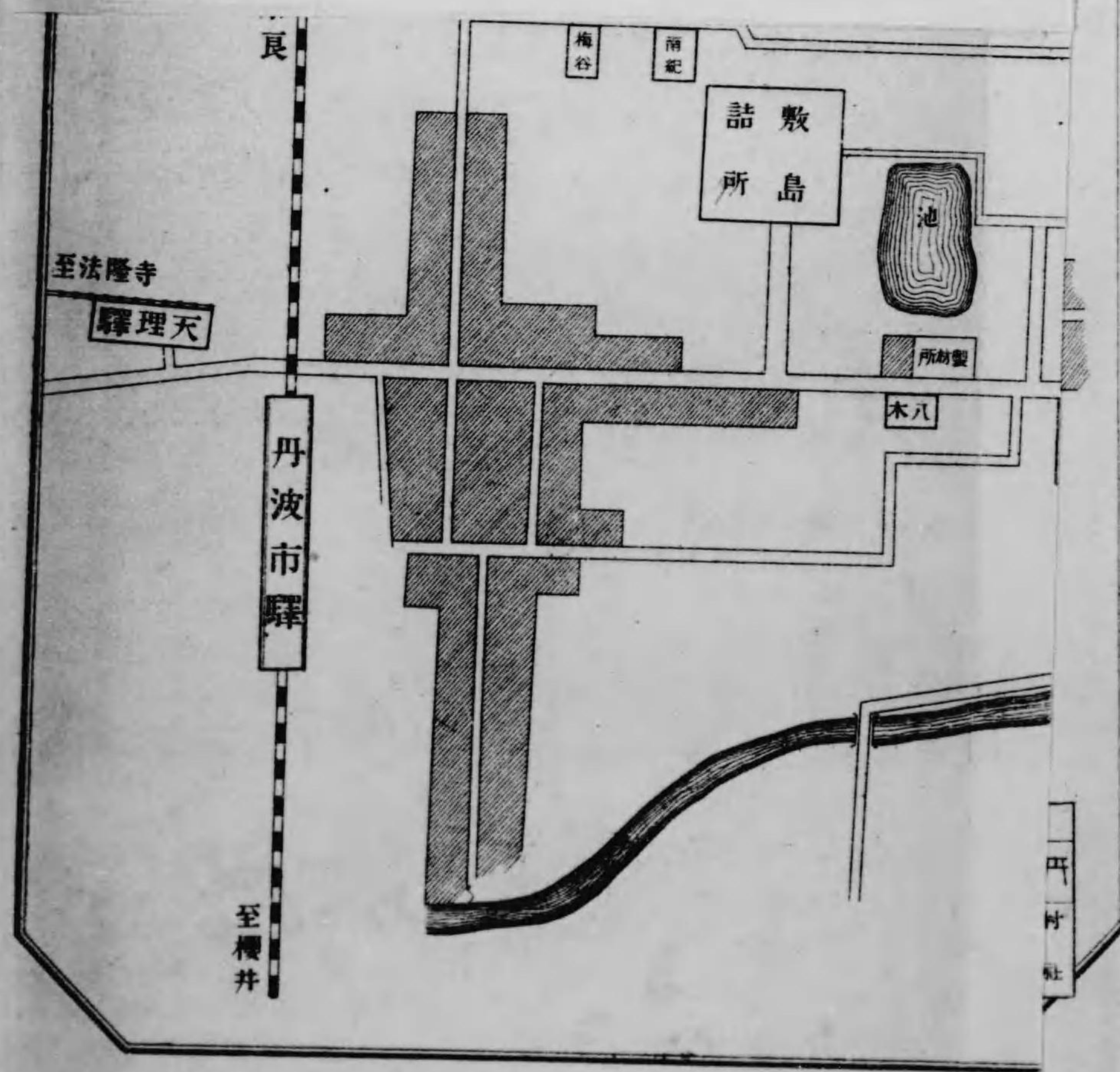


同講堂


天理女子學校



同寄宿舎ノ一部



三島略圖



天理中學
寄宿舎

山田豊



新河
西
平安

天理教會部
建築地

山名
詰所

天理
中學校

教會本部

本部納屋

天理女學校

敷島
詰所

高安
詰所

撫養

甲賀
詰所

御津

湖東
詰所

東詰所
北詰所

兵神
詰所

水口
詰所

高知
詰所

津中

大江

至奈良

至法隆寺
天理驛

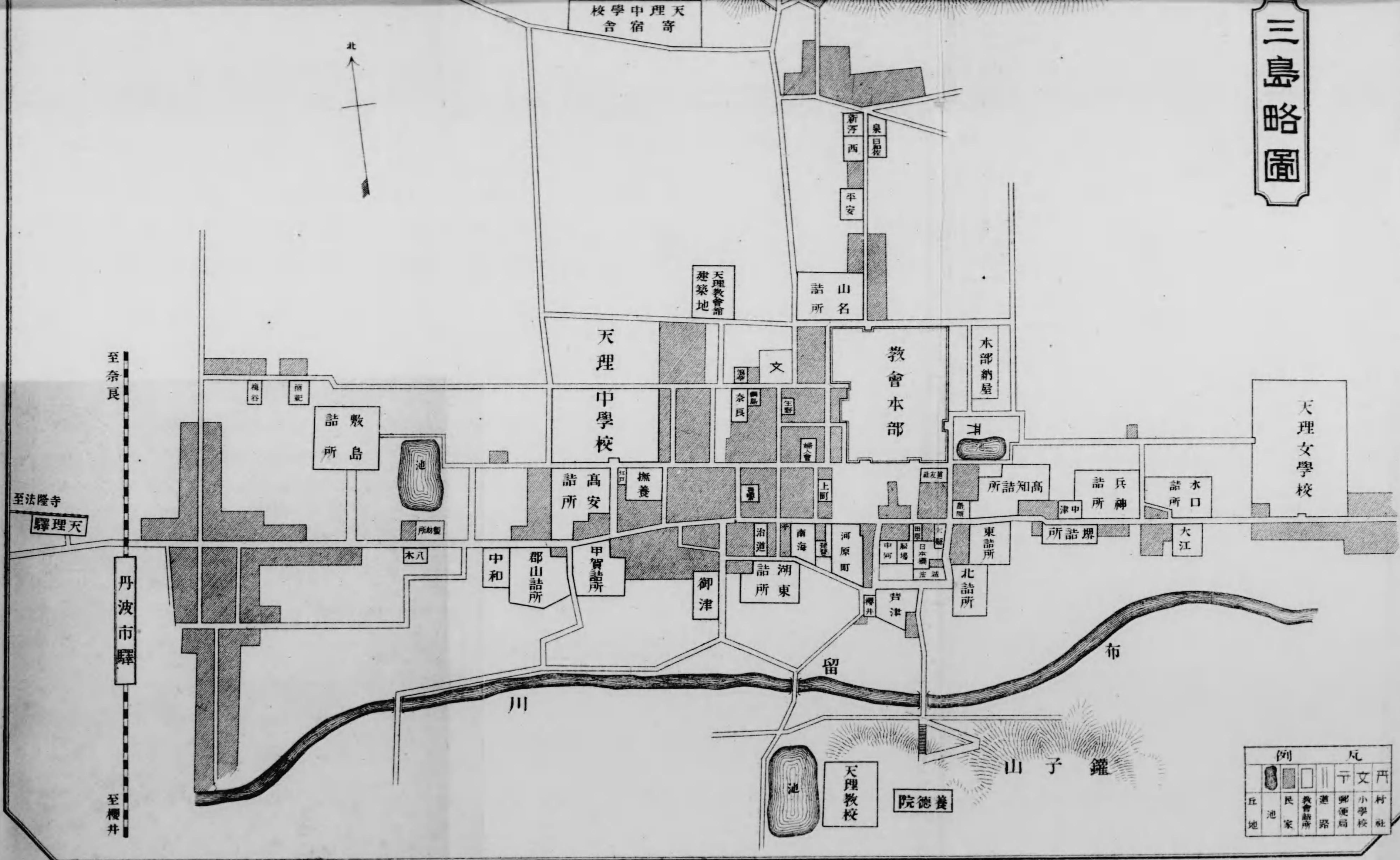
丹波市驛

川

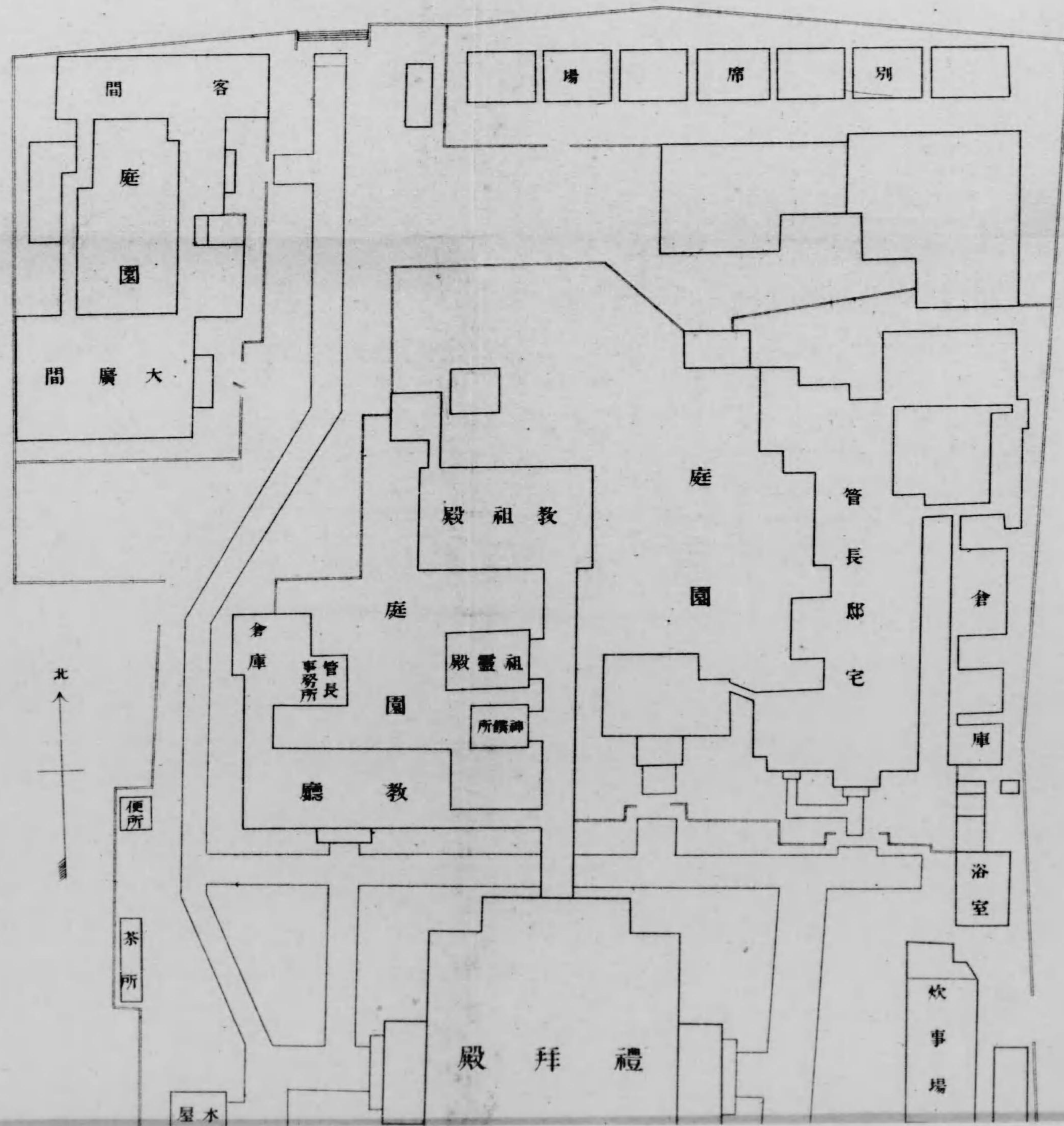
留

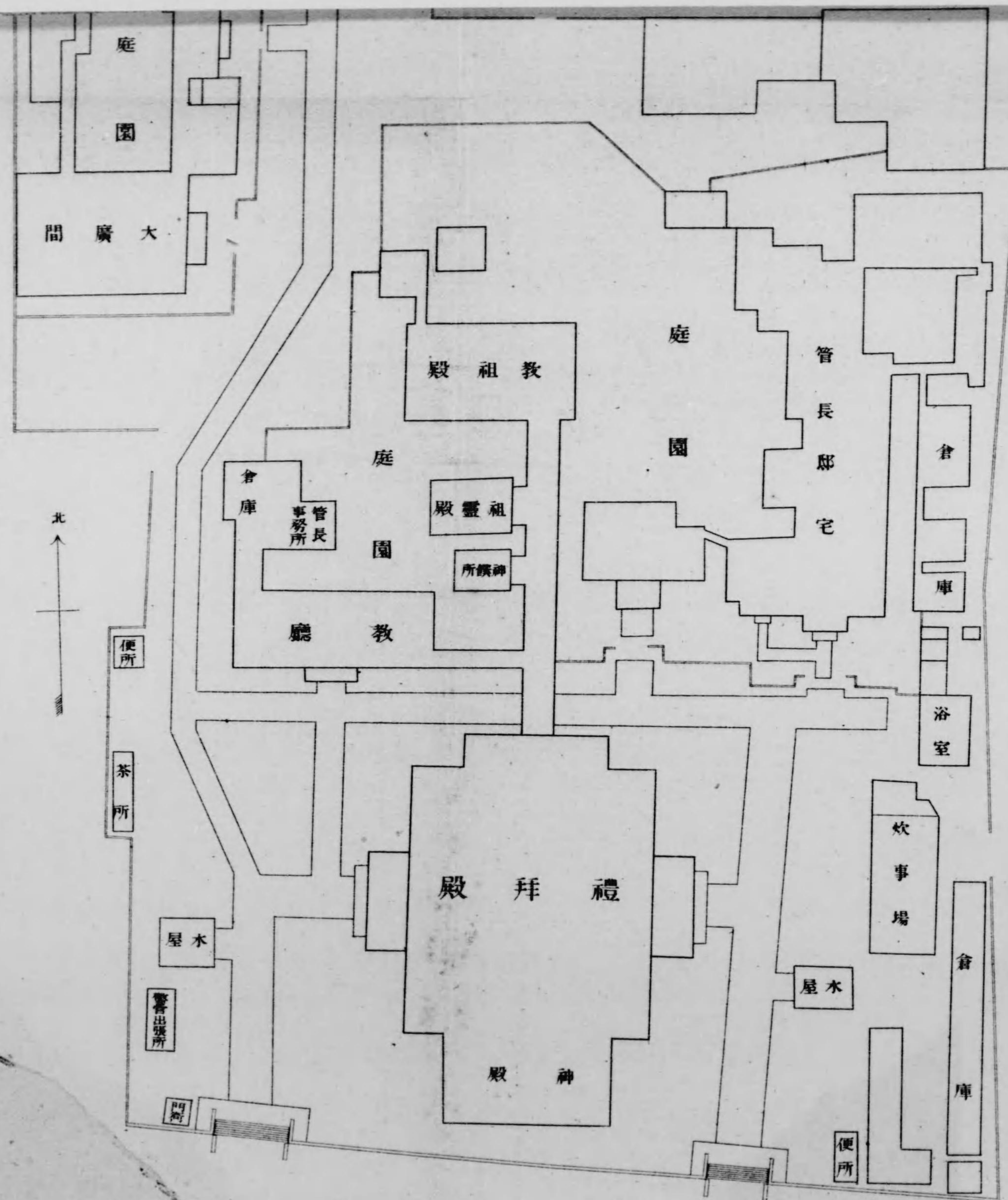
布

三島略圖



圖內境部本會教





便所

茶所

水屋

警出場所

門前

倉庫

事務所

教廳

庭園

教祖殿

祖靈殿

神饌所

禮拜殿

神殿

庭園

庭園

管長邸宅

倉庫

庫

浴室

炊事場

倉庫

庫

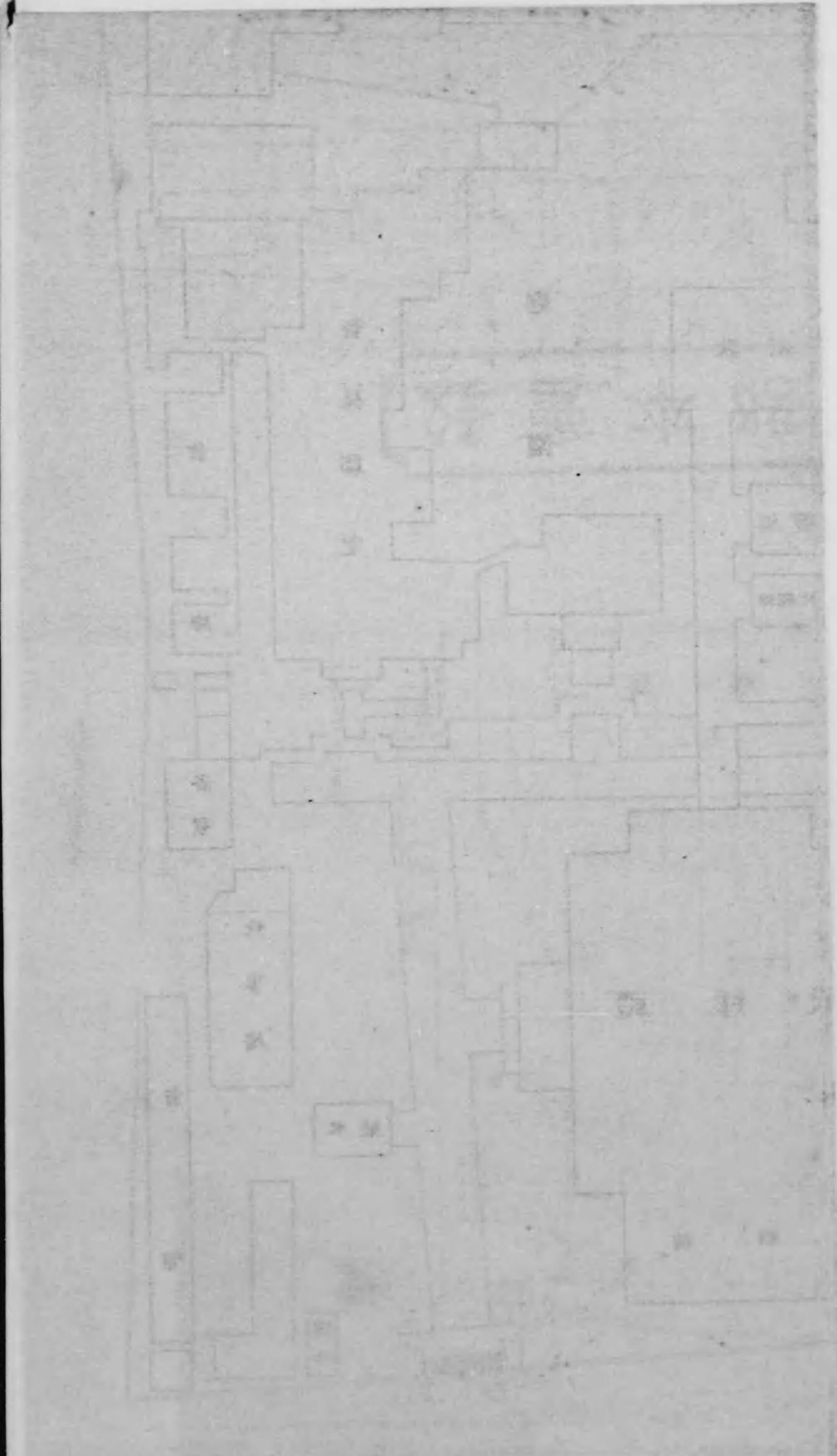
水屋

便所

392-287



天理教地場案内目録



一 地場の意義……………一

二 祭神……………七

三 教義及信仰……………一〇

口繪 寫真版

- 一 天理教教會本部
- 二 教祖殿正面
- 三 教祖墓地(豊田山上)
- 四 管長邸宅
- 五 お地場遠景
- 六 天理教校同講堂
- 七 天理中學校同講堂
- 八 天理教女校同講堂
- 同 天理寄宿舎ノ一部
- 同 地場略圖
- 一 三島略圖
- 二 教會本部境内圖

大正
10 10.24
内交

四 教祖略歴……………二〇

五 本教の沿革と地場の現状……………二六

六 布教方法並に教會の組織……………三三

七 神殿の建築……………四一

八 學校の施設……………四四

九 財團法人天理教教會本部……………五五

十 養徳院……………五七

十一 天理教婦人會……………六六

十二 天理教青年會……………六八

十三 道友社……………六九

十四 信徒詰所……………七〇

十五 教廳職員……………七五

附 録
天理教事務統計

天理教地場案内

一 地場の意義

本教の成立に就いては三つの要件がある。即ち「地場」やしきの因縁」「教祖魂の因縁」と今一つは「しゆんこくげん」との三つである。抑々地場なる名稱は、教祖が天啓に接して傳へられたる靈語であつて、教會本部勤め場所の所在地たる聖地を指していふのである。御神樂歌の中には、

「こゝはこの世の元の地場めづらし處があらはれた」
「この處やまどの地場のかみがたといふてゐれども元しらぬ」
と示されてある。尙ほ此の他神言に、聖歌に、地場に關して説示せら

れたるもの數種あり。然も内容深遠にして、或は豫言に係はるあり、或は神秘に屬するありて、その梗概を單簡に窺知するは、甚だ困難なれども、今神意を綜合して稽ふるに、地場とは

一、天理大神が世界人類を創造し給ひし根元の地

一、天理大神の永遠に止り給ふ所

一、しゆんこくげんの到來により、教祖に神憑りありし所

一、教祖の扉を開いて存命のまゝに照覽せらるる所

一、救済の發祥地にして教義の發現地

一、勤場所——教會本部の所在地

一、甘露臺の建設せらるべき地

等の意義が含まれてゐるのである。即ち天理教の創世紀は、この地場を以て、世界人類の根元地となすのである。既に創造の根元地であるが故に、しゆんこくげんの到來を待ちて、天理大神がこの元の地場に

あらはれ、教祖を神の屋代として、世界人類救済の福音を傳へられたのである。然も教祖の因縁と、世界人類創造の因縁とにより、地場に神名を授けおくとの天啓もあり、吾等が無上目的とする甘露臺が、此の地場に建設せらるべき神の豫地定であるを以て、現教會本部の所在地を元の親里と稱し、元の地場と稱へて、尊信渴仰し、在々所々の教信徒また參詣する事を、自ら親里へかへると稱してゐるのである。而して地場の中心地點を、確然と明示せられたるは、明治八年にして、教祖は一日天啓のまに、中山家の庭前を歩行せられたが、如何なる譯にか、ある地點まで達せられると、不思議にも進むことが出来ない。依つて教祖はこの地點を劃しおき、同時に居合はせた門弟の甲乙に目隠を施して歩行せしめしに、最初劃したる地點までくると、やはり足が自然に止つて歩むことが出来なかつた。此に於て教祖は、天啓の命するに従ひ、この地點を地場の中心と定められたのである。而して教義の本源たる教會

本部は天長地久と共に、この地場を離るゝ事の出来ない奇しき因縁が結ばれてゐる。この故に現教會本部の神殿は地場の中心を取圍んで建設せられてゐるので、永遠にこの中心を動かすことが出来ないのである。若しも教會本部より地場の中心を除き去つたならば、それは魂なき形骸と何等異なる處はないのである。明治二十一年教會本部の設置を東京府に出願して、幸にも認可を得たが、いはゞこの出願は一方便に過ぎなかつたので、實はそれより以前大阪府に再々出願したが、認可の不幸を見たので、止むなく東京を撰んだのである。されば一度認可の指令に接してより、程經て地場に移轉の手續を了せんとして、神意を伺ひしに、處をかへて一寸治めた地場の理と世界の理とは違ふ、この天啓があつた。この神意より考へても、教會本部と地場との關係が、密接不離なるを知るのである。況んや地場は世界人類の根元地にして、救濟の恩寵が初めて天降りし處加ふるに眞實樂土の起點地たる

に於てをやである。されば世の所謂聖所靈場とは、大に趣を異にして従つてこれに對する信仰もまた雲泥の差あるはいふまでもない。

さて地場に關聯して云はねばならぬのは、甘露臺の一事である。朝夕の勤の詞

「あしきを拂ふて助けせき込む一列すまして甘露臺」

とあるは、甘露臺の建設を一日も早くと急き込み給ふ神意を奉唱するのである。この故に各人共に心埃を祓除し、一切の罪惡を洗滌し、神の宏大無邊の御力に縋つて救濟の恩寵を求めねばならないのである。これ教信徒の信心修行である。かくして神の慈悲によりて、救濟の恩寵を蒙れば、内心清淨靈化充滿茲に吾人の心の自由と神の絶對自由とが合致して、不自由の境遇より逃れて、幸福安寧なる境遇に進み、暗黒の世界より出で、光明の世界にてらされ、病氣より救はれて健康の身體となり得るのである。これ各人の心中既に無形の甘露臺の建設せら

れたる證據である。而して一人先づ神の靈教を蒙り、明鏡止水の人たるを得たならば、教祖雛形の道に則り、教のまに、これを他人に及ぼし、未だ天理を知らぬ憐むべき同胞をして、吾と同じく靈化充滿の人たらしめねばならぬ。これ本教の所謂「人をたすけて吾が身たすかる」の信仰である。かくの如くにして、遂に世界人類が、一列に心を澄まして、各自の心中無形の甘露臺が建設せられるに到らば、則ち「世の立替」が終つたのであつて、こゝに完全圓滿なる世界、この世乍らに眞實樂土の地となりて、始めて具體的の甘露臺の建設を見ることが出来るのである。而して具體的甘露臺は、地場の中心に建てられること神の豫言に徴して明かである。要するに地場と甘露臺而して教會本部即ち勤め場所との三者は、永遠に表裏の關係をなして不離の問題である。

二 祭 神

天理教は皇紀二千四百九十八年（西曆一八三八）即ち仁孝天皇の天保九年十月二十六日、宇宙人類の親神たる天理大神が教祖に神憑りありて、大和の地場に示現し、世界一列の救済を本願として、垂示せられたる教である。天啓とは神が直ちに或る人を介して、我等人類に垂れられたる教訓であつて、智識自力によりて思索發明したるものとは、自ら異なるのである。而して神の啓示によりて、此の世に現はれ、教祖を通じて立てられたる吾が天理教は如何なる神を奉祀するかといふに、天啓にあらはれたる天理大神を信仰の對象とするのである。天啓によれば、宇宙の實體は神の肉體であつて、宇宙の一切現象は悉く神の力の顯現である。従つて宇宙並に人類は、神の大守護によりて支配せられ、之れによりてその發生進歩活動變化をなすものである。

而してこの神の御名を天理大神と稱し、又は天理王命ともいふ、抑々天理とは唯一の親神たる神が宇宙萬有を創造し、成育し給ふ本來絶対の誠をさしていふのであつて、天理大神―天理王命とは即ち其の誠自身に在す神を渴仰する稱名である。

天理王命は十柱の神に表現せられる。その第一表現神を國常立命といひ、第二表現神を面足命といふ。この二表現神は相互に相待ちて天理王命の最高表現であつて、天と地、月と日、濕と温とに表象せられるのである。第三第四の表現神は月夜見命、國槌立命である、相互に相對して萬物の樹立、緊張、接續、和合を攝理し給ふ表現神である。第五第六表現神は大戸邊命、豐雲野命といふ、相互に對立して萬物の生誕、育成、飲食等を守護し給ふ天理王命の表現神である。第七第八の表現神は惶根命、大日靈命であつて、相互に對立し共力して萬物の等差分別解決切斷等を攝理し給ふ天理王命の表現神である。第九第十の表現神は伊

邪那岐命、伊邪那美命であつて、相互に相對立し共力して種となり苗代となつて、萬物の生成を守護し給ふ天理王命の表現神である。かくの如く天理王命の大守護は、宏大無邊にして、普遍實在し、時間的にも空間的にも普く授けられる絶大の慈悲によりて、人生の存在茲に確保せられるのである。即ち天理王命は、宇宙萬有の本體、絶対無限の實在者にして、又人類救済の原動力である、されば教祖は尤も解し易からんが爲めに、「じつの神」「もとの神」とも稱せられ、又單に「親」とも稱せられた。この親なる名義に於いて人類救済の原動力たるを知ることが出来るのである。

三 教義及信仰

本教は天保九年十月二十六日所謂「しゆんこくげん」の到來に基き教祖によりて立教せられたのであることは前節既に之を述べた通りである。爾來教祖は神の御聲の取次者となり萬民救済の爲めにあらゆる艱難に堪へ、あらゆる迫害に抗し、百折不撓以て天啓のまに、助け一條の神教を傳へられたのであるが、この神の囁きは悉く我が教理の眞髓にして、千古不滅の一大眞理、一大教訓である、その大綱は教祖生前中に神の啓示に基き手記せられたる「神樂歌」「筆先」及びその後の編纂に係る「天理教々典」「天理教々義要領」等に示されてあるが、今その要領をいふに、吾人類は、宇宙根本の神たる天理王命の分靈を與へられ、神の靈徳妙用により創造せられ、絶えず進化しつゝあるこの天地間に、神の至大絶妙の恩寵を蒙りて生死するものである。換言すれば神

の絶對なる攝理に基き、何等の不自由なく、萬物を攝取し、生成向上發展すべき神の愛子であることせられてある。而して神の愛子たる吾人の肉體は一見誰しも我が有の如く思はるならんも、實は我が有に非らず、父母の有にも非らず、神の妙用調攝によりて創造せられ、その守護によりて生命を保持せられるので、要は我といふ心一つの理に貸し與へられたるのである。されば吾人の肉體は、神より之を言へば貸物にして吾人類より之を云へば借物となるので、これ借物の教理である。既に肉體は借物である以上、貸主たる神にその肉體を返還する時あるも心一つの理は依然として、永劫に滅ぶものではなく、再びその心の理に肉體を貸し與へらるべきものとせられてある。所謂靈魂不滅を教ふるるのであつて、死の状態は之を本教に「出直」と稱してゐる。教祖は嘗て借物の理を深く會得出来たならば、總べての理があざやかに、いふ意味を宣ふた事がある、以て如何にこの教理が重要な位置を占め

てゐるかを知ることが出来る。試みるに心は我が欲するまゝに自由なるを得れども、肉體は決して心の欲するまゝになり得べきものではないであらう。これ即ち我が有にあらざる明證である。生死疾病はいふまでもなく、歩行するにも、食を欲するのにも、東西に奔走するのにも、智識を求むるも、一切の思惟行動悉く神の攝理であつて、この妙用を離れては人類は秒時も存在するを許されないのである。然るに人類は神より與へられたる心一つの理に基き、稍もすれば單に主我的、利己的に意慾を満たさんとする傾向がある、これ所謂あしき心づかひであつて、これら心事行爲の積重は、延いて疾病禍害の原因となり、或は短命に終り、不幸に沈淪し、或は薄命に泣き、不遇を嘆き、或は又懊惱煩悶するに至るのである。教祖は「病の元は心から」「難儀するのも心から」と教示せられたるはこの意である。而して一切の禍害疾病の源泉たる主我的意慾を教祖はこれを埃と稱せられ、尤も卑近に、最も通俗に八つに分類

して教へられ給うた。即ち「ほしい」「をしい」「にくい」「かはい」「うらみ」「はらだち」「かうまん」「よく」の八埃である。今之を便宜上漢字に充當すれば「貧婪」「慳吝」「憎惡」「邪愛」「怨恨」「忿怒」「高憤」「慾」となる。「ほしい」は知足安分を破り、「をしい」は博愛慈善を害し、「かはい」は克己復禮を破り、「にくい」は公平無私を害し、「うらみ」は報徳を害することとなり、「はらだち」は寛容忍耐を破り、「かうまん」は平和謙遜を破りて、靈性的發展は此に阻止せられて了ふのである。かくの如く意慾が主我的動機にふれば内は良心の聲即ち神の命令に服従せず、外は人類の平和を破り社會の秩序を亂し、遂に積重して、罪惡となり、疾病禍害を自ら招くに至るのである。これに反して意慾の源泉清ければ「ほしい」は正當の慾望となつて進取活動の人となり、「をしい」は儉約と現はれ、「かはい」は愛着ならざる正しき愛と現じ、「にくい」は罪をにくんで人を憎まざる義となり、「うらみ」亦同じく「はらだち」は公憤義憤となり、「かうまん」は變じ

て寧ろ自重の徳となるのである。

抑も現在の自己は過去の自己の顯現であつて、同時に現在に於ける自己は、又未來に顯現すべき自己なのである。「出直し」「生通し」の教語之を證するのである。即ち過去の心づかひの如何により、その心一つ理があらはれて貧富順逆の事實となり、健不健の状態となつてくるのでこれ本教の因縁説で、「なるまいと思ふてもなつてくる」とは即ちこの義なのである。凡そ人としては、身の不幸を喜び貧賤を冀ひ、病氣不具を望むものは、恐らくはないであらう、然るに是等の厭ふべき不幸に遭遇し或は貧賤に生れ若くは病氣不具の身となつて徒らに床上に呻吟するはこれ自己が過去に於いて求めたる心一つの理の結果といはねばならぬ。それ故にこの遭遇より救はれんと欲せば先づ八埃を祓ひ借物の理を信じ、改過遷善して心の立替を誓ひ、神の御心を體して愈々精進の道に進進し新しき生活に入らねばならぬ。かくて一切の心

事行爲、悉く自己を離れ、愛他的利他的となり、靈性の本心に還れば神の恩寵忽ちに天降り病氣は轉じて健康となり、不幸は轉じて幸福となつて、茲に始めて救はれたる人となるのである。かくして一切の人類を救濟し、一切人類の心を立替、一切人類の過去に於ける罪惡を懺悔せしめ、罪といふ罪はあらせじといふ境遇に導いて之を向上させ發展させ、遂に世の立替をなさしめ、人類社會を化して黄金世界完全無缺なる世界——本教の所謂甘露臺の世界を作り、人心怡樂の状態に導くといふのが神の思召であつて又、天理教の一大理想とする處である。されば本教の信徒は、日夜此の一大理想に向つて勇往邁進し、如何なる猛火をも辭せず、荆棘をも事とせず、斷崖絶壁意とする處なく神意の現成に努力奮勵するのである。此の故に天理教に於ける信仰は心の底から湧き出でたる誠心誠意の結晶で表面の追従輕薄は全くないのみならず、如何なる場合に處しても、如何なる困苦に身を置いても、これ皆自己

の過去に於て作れる八埃の結果と思惟し、少しも憂ふる事なく、悲む事なく、恨む事なく、忿る事なく、益々神の靈徳を感謝し、神の恩寵を待みて、優しき人となり、想々奮闘の生涯を續けるので、これ所謂たんのうである。かくの如く如何なる境遇も、之を以て神恩と喜び、日夜欣然として、自己の職務に勉勵努力し、若し餘力あらば、公共事業、慈善事業、乃至は靈教、宣布の傳道に従事し、或は教會の事業に、勞力なり、金錢なり、身分相應の力量相應の事を喜んで寄進する事を名づけて、ひのきしんといふ。このひのきしんは、自己の因縁は、惡しきものなる事を自覺し、因縁を切らんが爲めに、又現在の境遇を感謝して、報恩の爲めに、一切の邪心と忿念と、我執とを離れ、至心至誠の衷心から湧き出でた愉快なる努力、清かなる行爲である。

既に述べたるが如く、吾が天理教は、教祖によりて、宇宙の眞理を感得唱導せられたる世界的にして、然も國家的なる宗教であるから、之を世

界に弘通して、悖らぬ計りでなく、我日本の歴史、風俗、人情、習慣と何等異なる處がないのみならず、益々國民性を助成すべき特有の教理を有してゐる。試みにいへば、「親への孝行は、月日への孝行に受取る」と嘗て宣ひし神言がある。こは即ち、忠孝一本の國民道徳の大本を道破せられたる聖歌で、親に對する孝道は、やがて月日即ち宇宙人類の祖先であつて、而して同時に我國家の始祖にまします神々に對して、忠となり、延いて歴史的にこの神々の御直系たる現津御神に對し、奉りても、忠となるべきを教へられ給ひしもので、この教理は、又やがて、祖先崇拜を教ふる事となり、報恩の大義亦これより生ずるのである。その他、自他の提撕、兄弟の友愛、朋友の信義、恭儉博愛、義勇奉公の諸徳は、わが教の親しく、旨を諭して、これが實行を責めつゝあるのであるが、中にも夫婦の和順は、此の救済の恩寵を神に求むる上に於ても、或はまた諸徳を遂行する上に於ても、缺くべからざるものとせられてある。これ家庭に重きを

置く所以にして、御神樂歌の中に示されてある「夫婦そろうて」「二人の心を治めよ」等の神言は正しく家庭を根本とせられたる神慮にして「夫婦」「二人」といふは、個々以て家庭の代表的言葉と見ることが出来る。吾等が日夜神前勤行の際に捧げ奉る「一寸話し神の言ふこときいてくれ、悪しきな事はいはんでな。此世の地と天とを象りて夫婦を拵らへたるでな。是はこの世の始めだし」の天啓の言に、神は天地を象りて夫婦を創造し給へるを以て、夫婦は和合唱順せねばならぬ。夫婦の結合はこれ世界の始めなる所以を説き給へる妙諦にあらずして何であらう。

之を要するに本教の教理は、至極簡單明晰にして、その實行に重きを置くの宗教である。吾人の肉體は神の借物にして、靈魂は各人に賦與せられ、而して意思の自由を授けられたるを以て、遂には主我的利己的意欲の爲めに、靈明と本心を害ひ、八埃生じて各種の境遇を作るべきな

れば、因縁を自覺し現在の境遇を満足し感謝し奮勵努力の人となり、ひのきしんの實行を教ふるのである。かくの如くにして誠心誠意神の恩寵を迎へなば、各自の過去に犯せる罪惡は祓除せられ、疾病は忽ちに癒し、不幸は轉じて幸福となり、自己の無明は覺醒せられ、内心に潜める神聖は光明に輝き、新しき生命を得る事が出来る。かくして新生命を得たる人は、學識なしと雖も、忠君愛國の人となり、快樂樂天の人となり、進取活動の人となり、耐忍奮闘の人となり、慈悲惻隱の人となり、謙遜寛大の人となり、茲に安心立命の地位に詣る事が出来るのである。

四 教祖略歴

本教の天啓によれば教祖は生れ乍らにして、教祖たるの因縁を以て生誕せられたのである。これ即ち「教祖魂の因縁」である、この故に絶對唯一にして、根本に在します親神の無限の慈愛を窺ひ奉るには必ず先づ之を教祖行傳に求めて、全き教祖に觸れることが肝要である。

教祖姓は中山名は美伎子と申し、皇紀二千四百五十八年、光格天皇の寛政十年四月十八日を以て、丹波市を南に去る十數丁同郡朝和村三昧田の豪農前川半七氏の長女として生誕せられたのである。幼にして敏智頗る慈愛の心深く、加ふるに宗教的情懐は、夙くも發露して既に十ニ才の頃には、母の膝下に在りて、夜々浄土和讃を耳にし、何時しか深く浄土信仰に歸依して、尼僧たらんと欲し、再三父母の許を乞ふ所があつたが、その心願容れられずして、遂に十三才の時、舊縁ある同那庄屋敷村

中山善兵衛氏に嫁することとなつた。蓋し人生の本義は實生活によりて活現せらるゝといふことを垂訓し給へる神意に外ならないのである。十六歳にして一家の主婦となり、克く舅姑に仕て孝養怠らず、然も家事に勤む傍佛事の勤行は一日として之を怠ることなく、十九才にして浄土信仰最高の方式たる五重相傳を受くるに至つた。かくて教祖の實生活は、その信仰生活の深厚なるに伴ふて、彌慈悲の極致に達し、救貧賑乏の如きは殆ど枚擧に遑がなく、その不良の下僕を感化し、而して婦人として最も堪へ難き嫉妬の情に對しては、深く因縁の理を悟得し、至誠を以て夫の愛妾を遇せしが如きは、到底常人の企及し能はざる處である。其の後三十一歳の時、隣家足達某の愛兒母乳なきに困みしを憐み、當時自身は既に三人の母たりしにも係はらず、之を預り取つて乳養せしに、不幸にも疱瘡に感染し、漸次重態に瀕したるを以て、教祖の心痛一方ならず、醫藥に方術に百方手段を講じたるも、些かの効果のあ

らばこそ、命且夕に迫つたので、乃ち神明に向ひ二人の實子を以て、病兒の命に代らんことを熱誠祈願した。然るに至誠天に通じさしもの重患は日ならずして拭ふが如く平癒した。既にして教祖の次女先づ逝き、四女亦若くして死亡したのであるが、後天啓に因りて神明その超人絶大の至念に感到し、二兒を一時に召さずして二時に召したるを知つたのである。爾後十年間教祖の實生活は大慈大悲の發現に在らざるはなく、其の至誠懿德寔にこれ人格の極致であつて、茲に宇宙根本の神が來格映神、一列救濟の發祥となつて厥の完全最高の表現者たる教祖となつられたのである。これ實に教祖四十一歳の時である。

天保九年十月二十三日長男秀司足痛烈しく、恰も時を同うして夫善兵衛眼疾を患ひ、教祖亦腰痛を感ずること切であつた。乃ち當時の風習に従ひ、同郡長瀧村の修験者中野某を招きたりしに、常に祈禱の座に侍すべき加持臺某女を呼びたるも、これ亦外出して家に在らず止むを

得ず教祖立ちて加持臺となりて神座に就きしに、俄に容姿一變眼光炯炯然も權威ある音調を以て

「こゝは神の因縁ある土地なり、世界一列を救濟せんが爲めに神今天より天降り、みきの身體も中山家の財産も共々皆これを神が貰ひ受く」

と儼として神言を傳へた。列座其の深遠なる理を悟るに由なく、何れも魔神の憑れるものと信じ、頻に退散を欲せども教祖の神色愈々儼として犯すべからざるの威を備へ、かくて三日三夜飲食を絶して同一神言を繰返すのみであつた。家族一同遂に神威に壓せられ、二十六日黎明に至り神命を拜受することを誓ふた。即ち天理教はこの日を以て立教の記念日とするのである。爾後五十年間教祖は常に神と交通し、神の命に従ひて言動せしも、一方また自然人たる主婦の地位にありしを以て、神人の間無量に辛苦を嘗め、或る時は死を決して入水せんと

したこともあつたが、神意の存する處一毫も忽にすることが出来なかつた。

天保九年より約二十年間は、教祖の物質救助の爲め、富豪の聞は高かりし中山家の財産も次第に散じて、遂に無一物となり嘉永六年夫善兵衛氏の没後は赤貧洗ふが如く屋根傾きて、月光洩れ、障子破れて寒風薄衣を襲ひ、その悲惨の状は見る者をして憐憫の情を催させた。けれども教祖は全心力、世界人心の救済を専念して絶えず神意の宣傳に従事し、倦む事を知らなかつたので、文久元治の頃には信徒の來集するもの漸次に多きを加へた。然るに教勢の發展は自然世上の迫害を伴ひ、當時官民神教の何物たるを解せずして、徒に反抗の態度に出で、非難攻撃喧囂を極め、干渉壓迫亦峻嚴、これが爲めに教祖は拘留投獄十數度に及びしも、唯々として命を奉じ、罵詈暴行の中をも平然として處するものであつた。

かくて教祖は天啓宣布の大使命の爲めに、無我の努力五十年間に及び、明治二十年（皇紀二五四八西曆一八八八）正月二十六日九十歳の高齡を以て昇天せられ、謚して眞道彌廣言知女命といふ。

五 本教の沿革と地場の現状

我が天理教は、開教以來未だ百年に満たずと雖も、既に四百萬の教徒と、四千有餘の教會とを有して、宗教史上類なき發達を示せども、其の發祥の源を尋ね、發達の経路を稽ふれば、轉隔世の感に堪へないものがある。いふまでもなく本教の起源は、天保九年教祖の神憑に基を發するのである。即ち茲に先づ無形の精神的教會が設置せられたのである。かくて教を信するもの漸次多きを加ふるにつれ、元治元年の頃には「勤場所」と稱する、小やかなる參拜所が、大和の地場に建設せられるやうになつた。これを有形教會の嚆矢とする。

開教以來「眞實に人を助ける」神の教は、病氣助けの神様として俗間に聞け、明治初年の頃よりは、信貴山を越えて河内地方より大阪市内に傳播し、更に南の方紀州に傳はり、北の方京都に布かれ、漸次兵庫、静岡、東

京等に向つて飛火の如く擴張せられ、明治十八九年の頃に至りては、これら地方より信徒續々として地場に歸來し、折には二百三百の團體を組みて參拜するの盛況を呈するやうになつた。これが爲め神官、僧侶、醫士などの迫害も少くはなかつたが、神意の現成に努力する我が教の上には何程のこともなかつたのである。さてこれより前、本教は慶應三年大和一國の神職取締なる守屋筑前の助力を得て、京都吉田の神祇管領より公然布教の許可を與へられたが、明治維新となるに及んで、その布教許可も効力を失ふ様になり、明治五年教部省の設置されてよりこの方政府の本教に對する取締は漸く嚴になり、明治七年頃よりは未だ教會の公認せられぬを理由として、數々警官が臨檢して參拜者を解散せしめ、教祖を警察に、或は監獄に拘留監禁し、以て天理教傳道を防遏せんと試みたのであるが、熱烈なる信仰の前には、官憲の壓迫また如何ともすべからざるものがあつた。とはいへ教會の公認これなき

限りは徒らに参拜の信徒をして迷惑を感せしむるばかりではなく、教祖の身邊に絶えず暗影の纏はるあり、且つは本教弘通の上に多大の不便あるを識り、教祖の高弟等は種々に謀つて公然布教の途を開きて、参拜の自由を得んものと、明治十三年金剛山地福寺の配下に屬して、轉輪教會と稱する佛式の教會を組織したのであるが、然も神意は自然の道を進むにあつて、かくの如き權道に依るべからざるを垂示せられたので、間もなくこの佛式教會は廢止することとなつた。かゝる迂餘曲折の間に明治十八年、神道本局の直轄教會たることを許されるに至りしも、未だ教會は公認せられたといふのではなかつた。

かゝる事情の中、明治二十年教祖は「世界をろくに踏みならす」の御言葉を最後として昇天せられた。信徒の悲霧は非常なもので、暗夜に燈を去られた様な思がしたのであるが、神たる教祖によつて根付けられた信念はこの大なる節にも動することなく、却て自ら發奮して

救濟の道に精進し、その翌年には信徒の數は二十一萬を越ゆる様になつた。而して此の年の一月には、教祖一年祭を執行せしに、故なく警官出張して祭典を中止し、信徒を解散せしめる等の迫害ありしを以て、愈々教會設置の必要に迫られ、その出願を決心されたのであつたが、地場の地では到底認可を望まれぬといふので、東京府へ出願することとなり、下谷區北稻荷町に地を卜して、天理教會設置出願に及んだが、案するより生むが易く直ちに認可の指令に接した。

恚うした轉換の機會が本教幾十萬の信徒に與へた方は、また異常なもので、信徒活動の巷には至る所に神明の恩恵が天降り神の力によつて救ひ上げられて行く有様は、恰も燎原に放たれた猛火の様であつたかくて、神道天理教會本部の設置と共に、各地に散在する講社の重なるものは何れも本部直屬の教會を組織された。即ち平野氏は郡山分教會、清水氏は兵神分教會、諸井氏は山名分教會、梅谷氏は船場分教會、深谷

氏は河原町分教會、土佐氏は撫養支教會、上原氏は東分教會、上村氏は城島分教會、松村氏は高安分教會、山田氏は南海分教會、井筒氏は芦津分教會、笹西氏は梅谷分教會、山本板倉氏は中河分教會、泉田氏は中津支教會、茨木氏は北分教會、寺田氏は網島分教會、近藤氏は上町支教會、小松氏は御津支教會、高田氏は西支教會、中西氏は大江支教會、平野氏は堺支教會、平井氏は泉支教會、前川氏は城法支教會、森川氏は奈良支教會、久保氏は田原支教會、富松氏は櫻井支教會と、相次いで設置された。尙この他島村氏は高知分教會を、而して大縣分教會は高安分教會より分離し、水口甲賀、湖東の三分教會は河原町分教會より分離し、東分教會また日本橋分教會を分離し、郡山分教會は中和島ヶ原の二分教會を分離して、本部直屬とする様になつた。

次に遠國布教については、二十六年には北海道に渡つて殖民布教を開始し、三十年頃には琉球に布教し、朝鮮への布教は日清戦争後間も無

このころで、三十七年末釜山に布教所を設け、清國廈門には四十年五月教會所を置いた。臺灣占領後は土民の純日本人化するは最大急務なることを知り、多數の教師信徒は渡臺して熱心に布教したのであつた。現在では内地は勿論、新領土の布教と共に、清國、滿州より遠くは南北米、南洋地方にも現に多數の教信徒は入り込んで居る。

かく全國に亘つて教會が設置され、信徒の數が増加して來れば自然管理監督の必要があり、二十五年全國を十教區に分つて、各取締員を置き、以て管内教會の布教方法、教師の操行等を調査監督する機關を設けしが、後にこの制度は教會組合となり、三たび改められて現行の教務支廳制度となり、各地に教務支廳を置いて、これが監督をすることになりてゐる。

次に敢て記さねばならぬことは、天理教が従來神道本局の部屬教會であつたが、別派獨立の宗教として國家より公認せられる様になつた

ことである。本教の獨立は明治四十一年十一月二十七日であるが、抑獨立請願に着手したのは、夙く明治三十二年のことである。以來獨立を允許されるまでは實に十年の歲月を要して居るのである。がこの間に於ける教内の人々の焦慮は部内の整頓廓清となり、發奮となつて、これほど天理教を醇化せしめて來たかは殆ど想像も出來ないほどである。同時に本教の獨立は世界の耳目を驚かしめ、從來本教が受け取らぬ誤解も妄想もこれと共に全然氷解され、本教に對する態度は一變して來たのみならず、布教上にも便宜を得るやうになつた。

そして又獨立に伴ふ必然の結果として、從來の神道天理教會本部は之を天理教會本部と改稱して、一般教會の上に特立せしめ、新たに天理教會を置いて一宗の教務を總括する所とした。前述の教務支廳を各地に置いたのもこの時からである。尙一般教會は大教會、教會、分教會、支教會、宣教所の五級に分つて、既設の教會は夫々教規規定の定むる

所によつて各改稱したものである。

爾來十幾歲月、地方によつては多少弛張の差異はあるが、年と共に發展し、今や國內はいふまでもなく、新領土、租借地、清國より遠く南洋、米國にまで、天理の神教は弘通して、卷末記載の如き統計を示してゐる。

翻つて教會本部の状況に就いて觀るに、本部の所在地は、現に奈良縣山邊郡丹波市町三島と稱せらるゝが、こは維新前の三島と庄屋敷との二村を併合したもので、中山家は、その庄屋敷村に屬したものである。言ふまでもなく、中山家の屋敷は、我が教祖が立教せられ、神命を傳へられた聖場であり、人類が其の最高目的たる極樂世界に到達するの日のこの「地場」に甘露臺の建設せらるべきを豫言せられた地點であることは前節之を述べた通りである。されば天理教徒の神に對する聖い憧憬は同時に地場に對する憧憬となり、地理的に進んで三島の地は常に天理教信者の欽仰讚嘆して已まざるの靈場と化して居るのである。

こゝには教祖墓地、教會本部、天理教教廳、天理中學校、天理女學校、青年會本部、婦人會本部、道友社、養徳院等があり、直轄教會は亦何れも數百大なるは數千人をも收容し得べき信徒詰所を設けて、教會本部を中心にして三島、豊井、布留、河原、城各村まで白聖の大建築が薨を並べて建てられてある。本教施設の各學校の生徒及び尋に參集する信徒並に町民を合すれば常に萬を越ゆるであらう。三十又餘年前の叢藪繁き小寒村は、今や電燈輝き、電話通じて「奇蹟の市」とも云ふべき發展を示してゐる。

地場に於て行はるる祭典神事は可成りに多くある。即ち毎月二十六日には月次祭が行はれ、一月二十六日と十月二十六日には春季及秋季大祭が執行せらるる。前者は教祖歸幽の日を記念する所謂命日にして、後者は本教立教の日にして創めて教祖に神憑りありた記念の祭典である。この二季の大祭には地方の經濟狀態及その他の影響に

よりて參拜者に多少の増減は免れないが、毎に三萬以上の歸參者がある。尙正月には五六七八の四日間節會と稱して、神前に供へられた元旦の御鏡餅凡そ百二十石を小切りにして、一般三島町民及參拜の信徒に饗應する一行事がある。その參集者の多き設備の大蓋し、御地場に於て始めて觀らるる盛事で、實に教祖の心より出でたる天理教獨特の年中行事の只一のものである。

此の他機に臨みて諸種の臨時祭が行はれる。本部に關する重なる臨時祭は明治二十五年の秋行はれた教祖改葬祭、二十九年春の十年祭、三十九年春の二十年祭、四十二年春の獨立報告祭、大正五年春の三十年祭の如きは屈指のもので、少き時も五萬多き時は十萬乃至二十萬の參拜者があつた。この他國家に關することでの弔慰祭、戰捷奉告祭など事ある度毎に祭典は執行せられる。

六 布教方法並に教會の組織

本教が現在執りつゝある布教方法の重なるものは、個人傳道と公衆傳道との二である。前者は病める者患める者悶むる者を救はんとする應機説法の方法で、本教の所謂「おたすけ」と稱するは即ちこれをいふのである。現在四百有萬の信徒は多くこの方法によりて結ばれたるものであつて、將來に於ても本教の主たる布教方法は、この個人傳道に待たねばならぬ。これ本教の生命であつて、教祖五十年の神たる生活は、正に吾等にこれが規範を垂れられてゐる。即ち教祖は天啓の命するまゝに、凡ての資財を投じて神の大慈悲を自ら行ひ、貧民救濟より發足して人心救濟の爲めに始終せられたのである。その間世人の迫害攻撃意とする處なく諄々として神理を宣傳せられたる結果は、天理教をして今日の盛況に導く源淵となり、發動の力となつたものである。

而して教祖によつて助けられし先覺者亦神命を奉じて世人の救濟を爲すことが、やがて自己を救はるゝものなることを觀念して、教祖雛形の道を憧憬して、一金の報酬も求めず、一飯の禮も受くることなく「病助け」より人心救濟に勇進したのである。今日に於いても猶神明の恩恵に接したものは、自己の因縁を深く自覺し、家業の餘暇には所謂お助けに出で、尙それより更に信念の進みたるものは、一轉して傳道の生涯に入を例とするのである。斯して助けられたものは、又新しく助一條の道を弘通することをして唯一報恩の道とし、而して助けられた人を以て理の親として、服従師事するものである。これ本教布教の發足點であると同時に、部下教會組織の基本となるものである。さて布教者たるべき教師の資格は、天理教々師任用分限規定に定められてあるが、今之を摘録すれば

一、天理教校の卒業證書を有する者

- 二、滿三年以上本教教師の任に在りし者
- 三、神道本局の教師の任に在る者及滿三年以上其任に在りし者
- 四、神宮皇學館の卒業證書を有する者
- 五、皇典講究所に於て内務大臣の認可を得て定めたる規則に依り學階學正を付與せられたる者
- 六、中學校、師範學校、高等女學校、女子師範學校及之と同等以上の學校の卒業者
- 七、判任以上の官吏たりし者
- 八、中學校、師範學校、高等女學校、女子師範學校及之と同等以上の學校教員たりし者
- 九、滿五年以上小學校の教員たりし者
- 十、國典道義及國禮等を專修し、試験に依り天理敎校卒業者と同等以上の學力ありと認められたる者

で、第一項第二項の外は何れも本教々義に關する檢定試験に合格したものとせられてある。尙この外朝鮮在住の信徒にして、朝鮮布教管理所内に特設せられたる教義講習所に入り、所定の科目を履修したるものは、敎校卒業生と同様、無試験檢定を以て、本教々師に授任せられることに定められてある。

さて又敎師となりて本教の布教に従事せんとするには、授訓者たるを唯一の要件としてある。授訓とは道心堅固なるものに限つて、管長特に之を授けられるもので、即ち佛敎の得道、耶蘇敎の洗禮に類するものであらう。敎師にあらざる授訓者は地方にありては多く、勾ひ掛けと稱して傳道の手引をなして居る。言はゞ間接の布教者である。かくの如く敎師及授訓者が各自志す方面に布教傳道して、その結成したる信徒は自己の所屬する敎會に隸屬すべき規程となつてゐる。

現今の本教にては敎會を敎會本部と一般敎會との二つに分ち、敎會

本部は教義の淵藪にして一般教會の上に特立し、一般教會はこれを大教會、教會分教會、支教會、宣教師の五階級に區別してあるが、この結成標準は大教會は信徒一萬戸以上、教會は五千戸以上、分教會は二千戸以上、支教會は五百戸以上、宣教師は百戸以上とせられてゐる。即ち布教者にして、假りに百戸以上の信徒を結成したりとせば、茲に教會請願を爲すことを得るのであるが、この教會はその布教者が屬する教會附屬となるのでこれを以て教會本末關係を明にする事に定められて居る。

七 神殿の建築

銀の如き薨を輝かして、大和平野の東空に巍然として建てられてある現本部神殿は、世人は名づけて天理教會本部の本普請と云つて居る。けれども、本教にてはこれを假普請と稱するのである。何故ならば、教祖の御言葉の中に「きりなしぶしん」といふ事が云はれて居るからである。

即ち教祖は全世界の人類を徹底的に救済したる最後に、甘露臺の理想境を地上に建設するまでは、凡てが假ぶしんである。仰せられたに基くのである。現假普請すら己に明治以後に於ける木造建築物の白眉と稱へられて居るに、若しも甘露臺の建設と同時に建てられるべき神殿の相こそ蓋し想像も及ばぬ程絶大なものであらう。扱て假神殿が竣成するまでの神殿は別項「天理教の沿革」の中にも

一言述べて置いた様に、本教にて教會としての建物の濫觴は元治元年の建築にかゝる「勤め場所」である。當時は天理教草創時代の時代にしてこれが建築は飯降山中等諸氏數名の手に依りて成つたもので諸氏の苦心の程は蓋し今次の假神殿を建設するに於いての故管長及その他一般の苦心の幾倍であつたかは想像に難くはない。即ち「勤め場所」は元治元年十二月落成したるものにて六間に三間半の平家造の粗雑なるものである。此建物は現形のまゝ天理教校に移されて古歴史を物語つて居る。次に重要な建物としては「休息所」である。三間に三間の平家造で明治十六年に建築せられたものにして、教祖は常にこの中に御住ひになり、明治二十年正月二十六日御歸幽になつたのも亦この内であつた。御歸幽後は愈々參拜者も増加して來るので、元の勤め場所丈では狹隘を感じ、二十一年四月より増築に着手し七月に竣成した。斯如くして二十餘年を経過したのであるが。その間に於ける

部内一般は教勢を全國に擴張して、教會は各地に立派に新築せられる様になつたが、本部が餘に見すばらしいので部下教信徒から之れが改築を乞ふこと一再ではなかつたが、何時も「親の普請は後でよい先づ小供に満足を與へよ」との神意があつたので、手を出すことも出來ず、往再そのまゝに日を過して居たのであるが、四十年天啓によりて愈普請に着手する事となつたのである。爾來十年の計畫にて日本の古代建築と進歩せる現代の西洋建築との粹を鐘め、一新規軸を出さうといふので、圖面丈でも廿回以上も改められたといふによりても知る事が出来る。神殿は本教々理に基き甘露臺を中心に取りて建築せねばならぬので、先づ本境内の西北隅に假の教堂その他附屬物を建築する事となり、木材の購入地均などの爲め年餘を費して遂に四十三年始めて工事に着手した。假教堂は南北八間、東西十三間にして、廊下續きに假教祖殿、假祖靈殿及管長住宅等凡て五棟の建築物が翌四十四年竣成し

た。乃ち同年四月廿四日假遷座を廿五日には奉告祭が行はれた。而してこれらは本殿竣工後は一切客間に充用すべき設計であるから木柱建具に至るまで壯麗を極めたものである。

かくて勤め場所及これに續いて建増しせられ、二十幾年教會本部として幾多歴史を留めた舊建屋は夫々所を變へて原形のまゝ保存せられ、新しく廣大なる炊事場を建てるなど、愈々神殿建築の運びとなり、巨石、巨木の到着、賑々しき土持に、御地場は活氣の巻と化し、面積八千餘坪の盛土は凡て、所謂「番荷のうてひのきしん」によつて赤誠の信徒が一塊づゝ運んで來たものである。

現教堂は明治四十四年十一月二十七日を以て起工式を行ひ、基礎工事は十二月四日より着手せられた。礎石の地下深き十三尺五寸を、五段のコンクリートで固められ、最下層のものは平方十尺で、この地盤工事は總計五十二箇所、これに要したるセメントは二千樽以上である。

かくて教信徒の勇ましきひのきしんと工匠達の熱誠とにより、工事は着々と歩を進め、大正元年十一月二十八日日本殿の上棟式を舉行し、教祖殿は大正二年三月基礎工事にかゝり、同年八月上棟の式を行ひ、共に大正三年竣工したのである。

神殿教祖殿其の他の附屬建物に要したる木材は一切檜にして、多く木曾、高野、筑前土佐、伊豫、美作等より輯められたる大材のみであつて、柱の如きは直徑二尺三寸の丸柱十本、一尺八寸角の柱四十本などは重なる物で、柱石は多く初瀬谷、伊賀島ヶ原の産にして、丸柱の礎石は方五尺、側石の礎石は方三尺五寸、高さ各二尺三寸、一基の重量千五百貫、瓦は三河新川の産にして、總數八萬枚である。今新築になりたる重なる建物の大要を示せば。

教堂(禮拜殿)

東西十六間、南北二十四間、高さ七十八尺、床下六尺五寸。東西南の三

方玄關、屋根入母屋作、千鳥破風、附格組天井、勾欄、附廻廊、屋根本瓦葺

教祖殿

東西十間、南北七間、東面、東面玄關

祖靈殿

渡廊下に接して、東面、東西四間、南北四間半

教廳

南面玄關、附、東西十四間、南北七間

管長事務室

教廳の後方に在り、十疊三間

渡廊下

教堂より、教祖殿へ、南北三十間、東西一間半

手水屋

東西三間、南北二間、教堂の東西各玄關前に一箇所宛

正門

東西に二箇所

等である。

尙續いて、大正四年より工を起されたる管長新邸宅は、同年に完成し

たのであるが、用材は全部高野檜を用ひ、天井は薩摩杉、各建屋とも内玄

關總廊下附にして、室は全體五十三室、四百五十六疊である。

これら本部の宏莊な建物を中心にして、各詰所、各學校、何れも莊大を

極め、亦近くは天理教會館が建築さるゝなど、御地場は眞に「きりなし

ふしん」の神言に背かず。大工、工匠及人夫、ひのきしんの掛聲、勇まし

く、歡樂創造の聲に満ちて居る。

八 學校の施設

社會文化の發展の基調は之を宗教と教育との力に俟たねばならぬことは先人の既に説く所であつて、その一を缺如することは一翼を去られたる鳥の如く結果の不長を誘致することはあるも決して完全なる社會文化の華を觀ることは出来ない。完全にして崇高なる人格の威と、深き教育の嚴とは、相俟つて始めて人物の徹底的養成を爲し得らるゝものである。

本教が創設の初期に於て、精神的薰染にのみ重きを置き、教育を輕視した傾向のあつたことは、眞實に人心を救濟することを以つて本義として居るが爲めの、當然の趨勢であつたかも知れないが、爲めに一般教内に影響して、社會との交渉に、多大の不便を感じ、社會の誤解を招いたことは事實である。殊に維新以來急遽に進歩した社會の文運に動も

すれば逆流せんとするの現象が、本部當局者に教育の必要を痛切に感せしめ、これが設備機關を設けざるべからざる様になつたので、明治三十三年九月二十六日奈良縣知事の認可を得て、修業年限四ヶ年の天理教校を設置し、本教々信徒の子弟を教育する機關たらしめんとしたのである。乃ち教會本部の西方(現天理中學校所在地)に土工を起し、その竣成を待つ間、假校舎によりて、翌年四月一日より授業を開始したのであつた。もとより熱心なる本教々徒の子弟中にして舊例による高等小學校卒業者を入学せしめ、中等普通の教科を授けると同時に、教義と國典禮典とを科し、以て青年有爲の布教師を養成するを以て目的としたものである。明治三十六年四月第一回卒業生を出してから以來六回、一百三十九名を出して居る、これらの卒業生には無試験檢定にて本教々師の資格があるので、直ちに教界に出て、現に各地にありて或は教會長に又教會役員となつて社會人心の救濟に力めて居る。

斯くて明治四十一年、教運の愈々進むにつれ、時代の要求は亦昔日の比にあらざるを念ひ、更に亦一方本教の社會的公共事業として教育上に貢献する所あらんとし、茲に本校の組織を變更し、普通教科を授くる爲めに天理中學校を新たに設立して天理教校は専ら教義を授くる専門の道場としたのである。

天理教校、茲に天理教校と稱するは組織變更後の名稱であつて、明治四十一年二月四日、時の内務大臣より認定を得て學則を變更し、内部を本科別科の二つとしたのである。本科は未だ實施の運びには至らな
いが、遠からずこれが開始を見ることであらう。而して本科は中等學校卒業以上のものを入學せしめるものであつて、専門學校程度に相當するものである。別科は全く本教々師の速成的養成の機關にして四十一年の當時は天理中學校々舎の一部を充用して授業を開始したのであるが、年々に志望者の増加するにつれて、校舎の必要を感じたの

で、丹波市町守「百堂鐘山子」の上に地を相して、工事を起し、四十三年八月移轉の上教師を増聘してこれより毎期（一期を六ヶ月として一期にて卒業するもの）三百廿名を收容して居たが、近時増野校長の就職以來頼に入學志望者増加して、毎期五百名を下らなかつたが、今廿七期の如きは、一躍千二百名に倍加して來たので、従來校舎の上に現に三棟、更に二棟の校舎を増築することになりて近々竣成する筈である。

本校の教育方針が本教々義に基づきて、人物を養成するにあるを以て、その學科よりも信念の涵養、實行に重きを置いて居ることは云ふまでもない。學科は天理教徒として必要の學問を授くるのみにて、倫理宗教法令祝詞作文同講義の學科の外に、教典、講話、禮典、御神樂歌等の教義に關する重要なものを以て配當されて居る。いはゞ生涯、傳道の爲めに一身を捧げ、救濟の爲めに奉仕せんとするもの、の専門道場である。

尙昨大正九年より豫習科なるものを設けて、天理中學校生徒の中に就いて、志望者を入學せしめ、中學校在校本教々義の大要を修得せしめんとする特設機關である。校舎は現に天理中學校敷地内に別に專用校舎一棟を建てられてある。

天理中學校別科一覽表 (大正十年九月現在)

設立者		天理教管長職務攝行者 山澤 爲造		設立認可年月日		明治四十一年二月四日	
校長		増野 道興		所在地		奈良縣山邊郡丹波市町守目堂	
員 職	講師	生徒總數		卒業生		在校生	
	書記			女	男	女	男
一四	二	一	一	一	一	一	一
校醫		總計	女	男	女	男	總計
		七四九一	三五二	八〇八	一一五四	五二七七	

天理中學校本校の敷地建物は、従前の天理中學校のものを襲用し、それに宏壯なる講堂、普通教室、特別教室、道場など數棟を増築して、明治四十一年一月十五日文部大臣の認可を得、同年四月より開校すると同時に、元の天理中學校第三學年級以下に對して編入試験を行ひて、中學校の第三學年及第二學年に編入し、新たに第一學年生徒百名を收容したのである。本校は中學校令に基いて、高等普通の教育を授くるを目的として開設したるものなれば、一層教授器具、器械、標本の類を完備し、殊に近年物理化學實驗室を設くるなど、その設備の完成を期して居る。四十二年一月十二日には、徵兵令第十五條の認定を受け、四十四年三月第一回卒業生を出してより、本年に至るまで、その數四百九十名、數に於てはあまりに多からざれども、その精神的教養を受けたる點に於ては、蓋し他校と優ることあるも遜ることはない。生徒の定員は、目下六百名、現在生徒數は五百六十八名を算す。尙來學年度よりは擴張して定員を八

百名に増加する計畫である、その教育の要綱に關しては、普通一般のそれと異なる所はないが、主義は専ら本教々理に基きて、精神的に美德を涵養せしめ、實踐自治に重きを置いて居る。尙毎朝、職員生徒一同は本部神殿に禮拜して、自ら絶對に對する敬虔の念慮を養はしめ、又宿舍に於て教義の研鑽を爲さしめるなど、是等は他の學校と面目を異にする點であらう。特に昨九年中山文學士の校長に就任以來、學校の設備改善教育主義の刷新に留意し、猶生徒訓育の必要上、現に豊田山麓の高燥清澄の地を卜して、寄宿舎の新築に工事を急ぎつゝあり、尙現校舎の上更に二十七間に六間半の二階建一棟と三十一間に六間の平屋建一棟とを増築して、益々青年の教化善導に努力せんとして居る。

天理中學校一覽表 (大正十年九月現在)

校主	山澤爲造
設立認可月日	明治四十一年一月十五日

職員數	教諭	二	校地	奈良縣山邊郡丹波市町三島		
	助嘱托及手	四		一四、〇四七坪		
職員數	書記	五	卒業生	四九〇名	定員	六〇〇名
	校醫	二	在校生	五六八名	學級數	一四
校長	文學士 中山爲信					

天理女學校 天理教婦人會の翼賛にかゝりて、曩に丹波市町字布留に一萬二千坪の敷地を買収したりしが、大正八年より起工し、昨九年四月より開校して、第一學年生徒百名を募集し、十年四月また百名の新入學生を募集して、現に二百名の生徒が居る。工事は第三期に分つて完成する筈で、今やその第三期にかゝつて居るが、その建築物としては、三十三間に五間半の二階建の本館を筆頭に、普通教室二棟、特別教室二棟、作法室、音楽室、家事室、講堂各一棟、控室二棟など、寄宿舎は炊事場一棟、寄宿舎、本館二階建一棟、同平屋二棟にして、その完成に至るまでには四十萬

圓を要する豫定である。

土地高燥なる點に於て、御地場隨一の地の理を占めて居る。本校の特色は、教義に立脚して信念ある良妻賢母を教養する點にある。されば學課の配當も、現今婦女子に必要なものを撰び、特に教義科を置き、智徳圓滿の教育を施さんとするのにある、これ本校が普通高等女學校令に準據せざる所以である。然かもその内容に至りては、何等府縣立高等女學校に遜る所はないのである。明年度設備の完全をもちて高等女學校同等以上の認定を出願する手筈となつてゐるが、蓋し女子教育中尤も特色ある學校の一つとなるであらう。殊に寄宿舎にては自己にかゝることは大抵これを生徒各自に行はしめて、自治的精神を養ひ、凡て一家の主婦としての要素を習練せしめ、又空地を利用しては園藝の趣味をも養はしむるなど、その到らざるなき新しき學び舎には、習道の道場と、和樂の樂とを同時に現出して居る。尙學校に給品部を

設けて、生徒日常の必需品を安價にて供給すると共に、外出を防いで風儀を亂さない様に力めて居る。

天理女學校一覽表

校主		山澤爲造		設立認可	大正八年十月二十二日			
校長		松村吉太郎		所在地	奈良縣山邊郡丹波市町布留			
職員	教諭	八		敷地	一二、〇〇〇坪			
	舍監	二			生徒數	二〇〇		
	書記	一				等級數	四	
	校醫	一						

而して近時教學の興隆に従ひ、これが統一を圖る必要上、教廳内に教學部をおきて、諸般の施設經營を司ることとなつてゐる。

九 財團法人天理教教會本部

本教會規程を案するに教會所有の土地建物永續基本財産の名義人は當該教會長を以て之に充つと定められてあるが、決して教會長の私有財産ではないのである。元來教會の財産は本教の用途の爲めに蓄積せられ、若しくは寄附せられたものである。本來よりいへば教會自體の所有名義でなければならぬのであるが、然も教會は寺院の如く私法人を以て認められぬ所から、止むを得ず教會管理者たる擔當教師の所有名義として、之を保有することになつてゐるのである。然し乍ら永久にかくの如き状態におく時は、將來各種の故障を生ずることがあるのみならず、本教發展の上に不便尠くないので、此の際教會財産を確立し、之を法人名義となすことが、財産その物の性質より見ても、教理上より考察しても、將た又將來教勢普及の點より考へても、時勢に適

應せる措置なるを思ひ、茲に教會本部は先づ範を一般教會に示さんとして従來管長名義に屬する教會本部の土地及びその他の物件を以て寄附行爲をなし、民法第三十四條の規程に據つて昨春財團法人天理教教會本部の設立を文部大臣に申請し、その許可を得たのである。この雛形の理に基き直屬教會亦夫々財團法人を組織し、現に許可せられたる財團は、高安大教會維持財團、撫養大教會維持財團がある。左に參考のため財團法人天理教教會本部寄附行爲と、高安大教會維持財團寄附行爲の二を掲げておかう。

財團法人天理教教會本部寄附行爲

第一章 目的

第一條 本財團ハ天理教ノ教旨ヲ内外ニ宣揚セムガ爲ニ本教ノ禮典宣教並ニ興學ニ緊要ナル土地建物其ノ他費用ヲ供給スルヲ以テ目

的トス

第二章 名 稱

第二條 本財團ハ財團法人天理教教會本部ト稱ス

第三章 事務所

第三條 本財團ノ事務所ハ奈良縣山邊郡丹波市町大字三島二百七十
一番地ニ置ク

第四章 資 産

第四條 本財團ノ資産ハ左ニ掲グルモノヲ以テ組成ス

一 設立者ノ寄附ニ係ル別紙目錄記載ノ土地及其他ノ物件

二 本財團法人成立後本財團ノ目的ヲ賛成シテ他人ヨリ寄附スル土
地建物及其他ノ物件

第五條 前條ニ掲クル資産ハ之ヲ本財團ノ基本財産トス

第六條 前條ノ基本財産ハ總裁ノ承認ヲ得ザレバ之ヲ處分スルコト

ヲ得ズ

第七條 第一條ノ目的ヲ遂行スルニ必要ナル費用及本財團ノ事務ニ
要スル費用ハ基本財産ヨリ生スル果實ヲ以テ之ヲ支辨ス

第五章 役 員

第八條 本財團ニ左ノ役員ヲ置ク

一 總裁 一名

一 理事 三名

一 監事 三名

一 評議員 若干名

第九條 總裁ハ本教管長ヲ以テ之ニ補シ別ニ其任期ヲ定メズ總裁ハ
本財團諸般ノ事務ヲ統括ス

第十條 管長未成年者タル間ハ管長襲職規程第五條ニ依リ主務大臣
ノ認可ヲ得タル管長職務攝行者ニ於テ其ノ事務ヲ攝行ス

第十一條 總裁又ハ總裁事務攝行者事故ノ爲メ其ノ職務ヲ執ルコト能ハザルトキハ理事ノ中ニ付其ノ代理者ヲ指定スルコトヲ得前項ノ指定ナキ場合ニ於テハ理事ノ互選ニ依リテ其代理者ヲ定ム

第十二條 理事及監事ハ本教規第二十三條所定ノ教廳職員中ヨリ總裁之ヲ選任シ各任期ヲ滿四ケ年ト定ム

但シ再選ヲ妨ゲズ

第十三條 理事及監事中缺員ヲ生ジタルトキハ總裁ハ前條ノ規定ニヨリ速ニ其補缺員ヲ選任スルコトヲ要ス

但補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十四條 總裁ハ理事ノ中ヨリ理事長一名ヲ定ム
理事長ハ本財團ヲ代表シ諸般ノ事務ヲ處理ス

但シ總裁ハ理事長ヲ兼スルコトヲ得

第十五條 理事ハ理事長ヲ補佐シテ諸務ニ從事シ理事長事故アルト

キハ總裁ノ指名ヲ受ケ其職務ヲ行フモノトス

第十六條 理事ハ其執行シタル事項ニ付連帶シテ其責ニ任スルモノトス

第十七條 監事ハ理事ノ職務執行ヲ監視シ本財團ニ屬スル資産及帳簿ヲ檢閲シテ之ニ對シテ意見アルトキハ總裁又ハ監督官廳ニ報告スルコトヲ得

第十八條 理事監事ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルトキハ當然其職ヲ失フモノトス

一 教廳職員ヲ退任シタルトキ

二 評議員會ニ於テ不都合ノ行爲アリト決議シ總裁之ヲ認メタルトキ

第十九條 評議員ハ教規第二十三條ノ教廳職員同第二十八條ノ教會本部ノ職員同第三十二條ノ一般教會會長ノ中ヨリ總裁之ヲ選任ス

其任期補缺退職等ニ關シテハ第十二條第十三條第十八條ノ規定ヲ
準用ス

第六章 會 議

第二十條 評議員ハ本寄附行爲ニ明記セル事項其他總裁ニ於テ必要
ト認メタル事項ニ就キ議決ヲナスモノトス

第二十一條 本財團ノ役員ニハ相當ノ慰勞ヲ與フルノ外別ニ俸給ヲ
支給セズ但シ本財團ノ爲メ要セシ實費ハ之ヲ支辨ス

第二十二條 評議員會ハ毎年十二月一回之ヲ開クモノトス
評議員會ハ總裁之ヲ召集ス

第二十三條 左ノ場合ニ於テハ臨時評議員會ヲ開クコトヲ得

- 一 總裁ニ於テ必要ト認メタルトキ
- 二 監事ノ請求アリタルトキ
- 三 評議員三分ノ一以上ノ請求アリタルトキ

第二十四條 理事長ハ評議員會ノ議長トナルモノトス

但シ理事長ニ於テ差支アル場合ハ出席評議員中ヨリ臨時議長ヲ
互選ス

第二十五條 評議員會ハ評議員定數ノ半數以上出席スルニアラザレ
バ議事ヲ開キ決議ヲナスコトヲ得ズ

但シ召集再回ニ及ビタルトキハ此限ニアラズ

第二十六條 評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否
同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニヨル

第二十七條 評議員會ノ決議ハ總テ總裁ノ承認ヲ經テ之ヲ施行スル
モノトス

第七章 會 計

第二十八條 本財團ノ會計年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十
一日ニ終ルモノトス

第二十九條 本財團ノ各年度ニ於ケル經費豫算ハ其前年十二月評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

第三十條 理事ハ毎年二月中ニ於テ前年度終末現在ノ財産目錄並ニ收支決算表ヲ作り監事ノ檢閲ヲ經總裁ノ承認ヲ求メ評議員會ニ報告スベキモノトス

第三十一條 決算剩餘金ハ之ヲ基本財産ニ組入又ハ其一部若クハ全部ヲ翌年度ニ繰越スコトヲ得ルモノトス

第八章 補助

第三十二條 本寄附行爲第一條第四條第五條第六條ヲ除ク以外ノ條項ニ變更ヲ要スル場合ニ於テハ評議員三分ノ二以上ノ決議ヲ經主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

財團法人天理教高安大教會維持財團寄附行爲

第一章 目的

第一條 本財團ハ天理教ノ教旨ヲ内外ニ發揚宣布セムガ爲メ之ニ要スル物資ヲ供給スルヲ以テ目的トス

第二條 本財團ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左記教會ノ禮典宣教並ニ

- 興學ニ緊要ナル土地建物其他ノ費用ヲ供給スルモノトス
- 一 高安大教會
 - 二 高安大教會所屬教會ニシテ本財團ノ目的ヲ賛成シ土地建物其他ノ物件ヲ寄附シタルモノ

第二章 名稱

第三條 本財團ヲ財團法人天理教高安大教會維持財團ト稱ス

第三章 事務所

第四條 本財團ノ事務所ハ大阪府中河内郡南高安村大字教興寺第參百參拾番地ニ置ク

第四章 資 産

第五條 本財團ノ資産ハ左ニ掲グルモノヲ以テ組成ス

一 設立者ノ寄附ニ係ル別紙目錄記載ノ土地及其他ノ物件

二 本財團法人成立後本財團ノ目的ヲ賛成シテ他人ヨリ寄附スル土地建物及其他ノ物件

第六條 前條ニ掲グル資産ハ之ヲ本財團ノ基本財産トス

第七條 前條ノ基本財産ハ之ヲ處分スルコトヲ得ズ

但必要不得止場合ニ於テ評議員會ノ決議ヲ經天理教管長ノ承認ヲ得タルトキハ此限ニアラス

第八條 第一條ノ目的ヲ遂行スルニ必要ナル費用及本財團ノ通常事務ニ必要ナル費用ハ基本財産ヨリ生ズル果實ヲ以テ之ヲ支辨ス

第五章 役 員

第九條 本財團ニ左ノ役員ヲ置ク

一、理 事 六 名

一、監 事 五 名

一、評議員 若干名

第十條 理事ノ内一名ヲ理事長トシ二名ヲ常務理事トス

理事長ハ本財團ヲ代表シ諸般ノ事務ヲ統括ス

第十一條 理事長ハ天理教高安大教會長ヲ以テス其任期ハ之ヲ定メズ

第十二條 理事及監事ハ天理教高安大教會長ニ於テ第二條第一號及

第二號教會職員中ヨリ之ヲ選ビ評議員會ノ決議ヲ經且ツ天理教管長ノ認可ヲ得テ之ヲ定ム各任期ヲ滿五ケ年トス但再選ヲ妨グズ

第十三條 理事及監事中缺員ヲ生シタルトキハ前條ノ規定ニ依リ速

ニ其補缺員ヲ選定スル事ヲ要ス但補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十四條 理事長事故ノ爲メ其職務ヲ執ルコト能ハザルトキハ理事ノ中ニ付キ其代理者ヲ指定スルコトヲ得前項ノ指定ナキ場合ニ於テハ理事ノ互選ニ依リテ其代理者ヲ定ム

第十五條 理事ハ理事長ヲ補佐シテ諸務ニ従事ス

第十六條 監事ハ理事ノ職務執行ヲ監シ本財團ニ屬スル資産及帳簿ヲ檢閲シ之ニ對シテ意見アルトキハ天理教管長及ビ理事長ニ申出デ又ハ之ヲ監督官廳ニ報告スル事ヲ得

第十七條 理事監事ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルトキハ當然其職ヲ失フモノトス

一 教會職員ヲ退任シタルトキ
二 天理教管長ヨリ教師懲戒規程ニ依リ停職以上ノ懲戒處分ヲ受ケ

タルトキ

三 評議員會ニ於テ不都合ノ行爲アリト決議シ天理教管長之ヲ認メタルトキ

第十八條 評議員ハ第二條第一號及第二號教會職員ノ中並ニ本財團ニ對シテ寄附セラレシ特志者(子孫ヲ含ム)中ヨリ理事長之ヲ選ビ天理教管長ノ認可ヲ得テ之ヲ定ム其任期補缺、退職等ニ關シテハ第十二條第十三條第十七條ノ規定ヲ準用ス

第十九條 本財團ノ役員ニハ相當ノ慰勞ヲ與フルノ外別ニ俸給ヲ支給セズ

但本財團ノ爲メニ要セシ實費ハ之ヲ支辨ス

第六章 會 議

第二十條 評議員ハ本寄附行爲ニ明記セル事項其他理事長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ就キ議決ヲナスモノトス

第二十一條 評議員會ハ毎年十二月一回之ヲ開クモノトス

評議員會ハ理事長之ヲ招集ス

第二十二條 左ノ場合ニ於テハ臨時評議員會ヲ開クコトヲ得

一 理事長ニ於テ必要ト認メタルトキ

二 監事ノ請求アリタルトキ

三 評議員三分ノ一以上ノ請求アリタルトキ

第二十三條 理事長ハ評議員會ノ議長トナルモノトス但理事長ニ於

テ差支アル場合ハ出席評議員中ヨリ臨時議長ヲ互選ス

第二十四條 評議員會ハ評議員定數ノ半數以上出席スルニアラザレ

ハ議事ヲ開キ決議ヲ爲スコトヲ得ズ但召集再開ニ及ビタルトキハ

此限リニアラズ

第二十五條 評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否

同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ據ル

理事監事ハ評議員會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得但可否ノ數ニ
加ハルコトヲ得ズ

第七章 業務ノ執行

第二十六條 業務ノ執行ハ理事過半數ノ決議ニ依リ之ヲ行フ但日常

ノ業務ハ理事長及常務理事合議ノ上之ヲ專行ス

第二十七條 理事ハ其決議ニ係ル事項ヲ録シ各自之ニ署名シテ事務

所ニ備ヘ置クコトヲ要ス

第二十八條 理事ハ其執行シタル事項ニ付連帶シテ其責ニ任ズ

第八章 會計

第二十九條 本財團ノ會計年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十

一日ニ終ルモノトス

第三十條 本財團ノ各年度ニ於ケル經費豫算ハ其前年十二月中評議
員會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

第三十一條 理事ハ毎年二月中前年度終末現在ノ財産目錄並收支決算表ヲ作り監事ノ承認ヲ求メ評議員會及ビ天理教管長ニ報告スルモノトス

第三十二條 決算剩餘金ハ之ヲ基本財産ニ組入レ又ハ其一部若クハ全部ヲ翌年度ニ繰越スコトヲ得ルモノトス

第九章 補則

第三十三條 本財團法人解散スルニ至リタルトキハ其資産ハ全部財團法人天理教々會本部ニ歸屬スルモノトス

第三十四條 本寄附行爲第三條以下ノ條項中變更ヲ要スル場合ニ於テハ理事過半数ノ提案ニ依リ評議員會決議ノ上天理教管長ノ承認ヲ經テ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第三十五條 本寄附行爲施行ニ關シ必要ナル細則ハ評議員會ノ決議ヲ經管長ノ承認ヲ得テ之ヲ定ム

十 養 德 院

教會本部の南方數町の處大字守目堂に鎌子山といふ小丘がある。眉輪王の墳墓地であるといふ傳説を持つた眺望絶佳の一丘である。その丘上を開拓して今は立派な建物が並立して居る。その階段の正面にあるのが即ち養徳院である。明治四十二年本教はその社會事業の一として世の薄命と不幸とに虐まれて居る哀れな孤兒を救養する孤兒院を設立する事となり早速この小丘を買収して鑿拓に従事し同年九月早くもその起工式を執行して翌四十三年二月全部の完成を遂げたのである。これを天理教養徳院と名づけて同年四月一日華々しくその開院式を舉行した。當時收容兒童の人員二十二名遠く九州北海道の地方より收容されて來たものさへある。收容兒童は丹波市尋常小學校及び山邊高等小學校に通學せしめあるも、その成績等も平均

中以上中には拔群の成績により本縣より賞與せられたものもある。慈悲と至誠との溢るゝ許りな教養主任は日夜身命を抛つてその育成に従事し時に嚴父の如く時に慈母の如く温峻その處を得て恰も一大家庭の美しき團欒を實現して居るやうである。ために兒童性情の發達には歴然として好結果の跡を顯し正直忍耐勤勉等あらゆる點に於て彼等は學童中の模範生として恒に教師の讚辭を浴びてゐる。逐年ともその收容人員は増加し今や規模の狹隘をさへ感ずるに至つて居る。既に二十名餘の有爲なる青年を社會におくりて國家社會のために活動せしめて居る。蓋し彼等の前途は遠大として望多きものがあるであらう。

現在その敷地は四千九百十六坪建物平家造百三十二坪その中に美しき庭園と廣大なる栽培地や運動場が設備せられて居る。これが維持經費は素天理教廳の特別會計を以て之れが支辨を爲られて來たの

であるが天理教婦人會が擴張せらるゝにつれ明治四十四年一月からは同婦人會に於いて本院の經營を引受けることとなりしも再び本院の經營に移して今日に及んで居る。役員として管理者に婦人會長これが任に當り理事四名と教師保母二名とが専ら之れに従事して居る。斯くの如く本院は堅固なる基礎の下に完備せる設備を以て常に宗教的感化の好料を携けて専ら社會國豪のため無辜の孤兒を感化薰育して居るのである。今後本教の發展に随つてまた本院の事業及施設等の擴張せられ全國に於ける同種事業中の白眉として世界の耳目を集注するは程遠いことではあるまいと思ふ。

十一 天理教婦人會

明治三十年の頃であつた。當時の教長夫人現管長母堂が發意せられて本部内に婦人會の創設を計畫せられしに役員の夫人達はみなそれに賛同して、毎月一定の場所に會合し各自その信念の涵養と女性としての修養及訓練に餘念なく努力して居つたのであつた。處が翌三十一年の三月十五日に、ある事情のため神意を仰がれた際、突如として「婦人會として始めかけ、これ人間が始めかけたのやない。」といふ神意が顯現されたのである。茲に於いてみなものは、前に創設されてゐた婦人會は即ち教長夫人といふ一個の人間の發意ではなく、あれには深い神の思召があつて神はそれを教長夫人の口を通じて企圖せられたものであるといふ自覺を得たのである。つゞいて「婦人會といふは何のためにするのや、義理でするのやない、又人間體裁でするのや

ない、又世上に對してするのやない、婦人會といふ道始めて互々さとしあひの道おさめてくれ。」といふ神言が降された。そこで今まで極く小規模に開いてゐた婦人會をこの儘現行してゆくことは神意を完了する所以でないといふ處から、稍々規則立つた大規模の婦人會を組織することになり、また各直轄教會や部屬教會などでも各々婦人會を組織して大なる神の意圖に關與すべく各自その修養と訓練とに寧日奔命してゐたのである。が斯くの如く本教が日に日をついで盛大になるにつれて各所に各色の婦人會が劃立的に組織せられて來るといふことはすべての點に於いて不便であり且つ不自然であらねばならぬ。自然何かの下に一大統一を斷行せられなければなんといふことは衆目のひとしく睹る處であつたが、明治四十一年本教が一派獨立を完成し得た事は本教々内のあらゆる方面に主觀的な一大轉換を齎しその翌々年の明治四十三年婦人會も茲に宿年の問題であつた統一を

斷行することゝなつたのである。まづ一日の大祭を期して各直轄教會長夫人の集合を促し、その席上此れについての協議を開き、一同賛同の下に一月二十七日付を以て天理教婦人會設立の申請を教廳に呈出し翌二十八日認可の指令に授受した。そこで直ちに當時管長夫人を會長に仰ぎ、理事常議員の選定をなし、各支部長委員部長を任命して、茲に龐大なる組織の下に天理教婦人會は創立せられたのである。爾來會員の申込は多數を極め、同年九月には早くも三萬に充ち逐年増加して現在既にその數十三萬を突破せむとして居る。その間毎年一回總會を開き、式後婦人の大講演を開催して居るが、今年その第九回の總會を開くまで集るもの平均一萬數千を下らず、優に我國婦人集合の新記録を作つてをのみならず、その講演の如きも熱と力に於いて確に他の婦人講演に見られざる偉觀である。加之、婦人會本部にては毎年全國の巡廻講演を企て、本部より役員數名の團體を幾組となく派遣して

各地婦人の奮勵を促し、本年の如き婦人の身にして遠く滿州朝鮮の隔地にまで蕩入して、婦人界のため將また宗教界のため大なる意氣と面目を發揚して居るのは、蓋し教界稀に觀る勇圖であるであらう。此の如くして我天理教婦人會は勇しき活動を續けて本教のため且又世界人類のため貢献する處か寡くないが、更に本年その規則に多少の變更を加へて幹事數名を選定し更に大なる發展と意義とをあらしむべく豫期してをる。その事業としては天理教養徳院の維持經營を負擔せしことあり、殊に御大典記念事業として及び創立十週年の記念事業として女學校の建設を畫せしも、寧ろこれが施設を擧げて本部に一任することの順當なるを思ひ、建築費及び經常費は本會之を負擔するを條件として、その經營方をも本教に願ふことになつたのである。猶その他大正三年日獨戰爭大正七年八月西比利亞出兵及大正八年三月奈良聯隊の西比利亞派遣の際の如きは、その毎に莫大の慰問袋を寄贈し

たり家族慰問を企てたりして帝國軍人の士氣鼓舞に努め、ために金盃賞状等下賜せられたる事夥しく、その他或は天災地變に際しては罹災者救恤の費を寄贈するなど、國家社會のために貢献して居ることが甚大である。なほこれを對內的に觀れば、教會本部の事業を翼賛して毎年多額の普請費を献納したり、大正二年單獨布教師に巨額の資金を補助したりするなど、その活動及貢献は枚擧に遑のない程である。今天理教婦人會について、その組織及現況を總括的に知るため、それを一覽表にして見ようならば次の如くである。

天理教婦人會一覽表 (大正十年九月十五日現在)

會長	中山玉惠
顧問	松村吉太郎
顧問	高井猶吉
顧問	板倉穂三郎
支 部	二六
直 員	二一
部 員	一四四

顧問	山中彦七	計	一九一
創立明治四十三年一月二十八日		現在會員數十二萬九千七百四十九人	
本 部	幹事	特別會員	一時金 三三三二
部	理事	通常會員	一時金 四、五九六
部	常議員	贊助會員	一時金 一、三六二
部	會計	計	一時金 一一二、七四七
部	書記	計	一時金 三五
部	支部長	計	一時金 一〇、六七七
部	直員部長	計	一時金 一、七九
部	委員部長	計	一時金 二八、〇〇〇
部	主事	計	一時金 129,749
部	委員	計	一時金 二八、〇〇〇
奈良縣山邊郡丹波市町大字三島		敷地坪數 四九一六坪	

天理教婦人會規程

第壹條 本會ハ本教婦人ガ互ニ相提撕シテ教祖ノ遺蹤ヲ踏ミ呼策應
勵シテ本教婦人タルノ本務ヲ盡ズヲ以テ目的トス

第貳條 本會ハ天理教婦人會ト稱ス

第參條 本會ハ本部ヲ天理教教會本部所在地ニ置キ支部ヲ便宜ノ地
方ニ置ク

第四條 本會ノ目的ヲ達スル第一着手トシテ左ノ事業ヲ行フ

一 天理教教會本部事業ノ翼贊

二 天理教婦人教師養成ノ爲メ會費ヲ以テ有望ノ女子ヲ高等女
學校以上ノ學校ニ入學セシムルコト

第五條 本會ハ天災地變若クハ國家ノ事變ニ際シテハ同胞ノ困苦ヲ
慰藉シ奉公ノ實意ヲ表彰ス

第六條 本會ノ主旨ヲ普及セン爲メ本部ニ於テ毎月一回乃至數回講

話會ヲ開キ且ツ役員ヲ各地ヘ派遣シ講話ヲナス

第七條 本會長ハ管長夫人ヲ推戴ス

第七條 會長ハ本會ノ會務ヲ總理ス

第九條 本會ノ役員ハ幹事理事及常議員トス

第拾條 幹事及理事ハ五名以上拾五名以下トシ會長ヨリ常議員ニ諮
リテ之ヲ任命ス

第拾壹條 常議員ノ定數ハ參拾名以上五拾名以下トシ會長ヨリ總會
ニ諮リテ之ヲ任命ス

第拾貳條 幹事及理事ハ會長ノ命ヲ受ケ會務ヲ施行スルモノトス

第拾參條 常議員ハ會務ヲ審議スルモノトス

第拾四條 會長ハ天理教教會本部員四名ヲ顧問ニ囑託シ重要ノ會務
ヲ諮詢シ又ハ會務ノ一部ヲ擔任セシム

第拾五條 本會會員ヲ分チテ特別會員、通常會員、贊助會員ノ三種トス

第拾六條 特別會員ハ一時金五拾圓以上釀出スルモノ又ハ貳拾ケ年間毎年金參圓以上釀出スルモノトス

第拾七條 通常會員ハ一時金拾五圓以上ヲ釀出スルモノ又ハ貳拾ケ年間毎年金壹圓以上釀出スルモノトス

第拾八條 贊助會員ハ一時金七圓以上ヲ釀出スルモノ又ハ貳拾ケ年間毎年金五拾錢以上釀出スルモノトス

第拾九條 本會會員タラントスルモノハ會員申込書ニ其住所姓名ヲ明記シ所屬支部及委員部又ハ理事ヲ經由シテ申込ムベシ

第貳拾條 本會會員ニハ會員章ヲ交付ス

第廿壹條 會員中轉居、退會、死亡等ノ節ハ本部へ届出ル者トス但退會ハ會員章ヲ返納スベシ

第廿貳條 毎年一回本部所在地ニ於テ會員總會ヲ開ク

第廿參條 支部及委員部ハ其所在地教會名ヲ冠稱ス

第廿四條 支部ニ支部長及主事若干名ヲ置ク

第廿五條 支部長ハ支部ノ事務ヲ統理ス

第廿六條 主事ハ支部長ノ命ヲ受ケ庶務會計ヲ掌理ス

第廿七條 本部及支部ノ下ニ委員部ヲ設ケ委員長及委員ヲ置キ其事務ヲ掌理ス

第廿八條 支部及委員部ハ毎月一回乃至數回講話ヲ開キ本會ノ主旨ノ普及ヲ謀ル

十二 天理教青年會

すべての事は成る日に成るにあらずして多くの基礎と長らくの年限とを費しての後始めて成熟するが如く、天理教青年會の創立に際しても夫れに至るまで相當の根柢と経路とがなければならぬ。茲に於いて先づその前身の経歴にまで溯つて考へなければならぬのである。即ち、天理教青年會の前身である本部青年會の設立せられたのは明治三十一年六月のことであつて、當時本部在勤の青年達が毎月一回定日に會合して専ら教理の研究と各自の信念の修養とをしたといふ目的の下に青年會設立の義を前管長に請願した。處が前管長は早速それをお許しになつて、更めて神様にお願ひをした處一尋ねる事情は十分聞取て十分受取る」と其主旨に對して御許になつたのである。が會の持續についての困難を看取せられ、「少々では固めること出來ん

元々臺といふ臺なしに働いてはならん、よう聞分け、蕾の花を活けたら一と先は見られるなれど日がたてばほかしてしまふ、是れみんなの中話の臺といふ」といふお言葉をさげられた。そしてその發展策については、「そこでほんの義理や體裁を以て治めてはなんにもならん、十分治めようと思へばめんく、心次第なんでもかでも力つくさにやららん心盡せば固りくる」と仰せられて將來青年會が創立せられた場合には、「實際固まれば一人萬人同じ心といふ」と、その確然たることを豫言せられたのである。そこで本部青年會は毎月例會を催して教理の研究や教話の薰練などを行つて居つたのであるが、何時しかそれも流會勝ちにならうとしたが漸く前管長の熱心なる指導と鞭撻とによつて纔かに生命をつなぐこととなつたのである。斯くて十幾星霜の月日は徒らに過去つて大正七年九月八日の夜、本部青年會取締である松村、梅谷、高井、板倉の諸氏が青年一同を集めた上、青年會の發展と活動と

について大なる注意を促され、席上増野喜多、中山の三氏にその世話役を命ぜられた。そこで如上の三氏は鳩首協議の上、天理教青年會創立の案を立て、本部會員一同と協議の末、規程を作り、それを願書と共に教廳へ願出たのである。これが同年十月十九日であつて、次いで同月二十五日その認可に接受した。そこで忽ちに同廿六七日の青年大講演會にその趣旨書を印刷して頒布し、廿八日直轄教會長の參集を催して披露した。爾來數回に亘る協議の末、青年會長に山澤爲造氏を推薦することになり、管長職務攝行者よりその認可を得、直ちに會長就任の上顧問の囑托及理事參事の任命並に分支會長の任命等が執り行はれた。かうしてここに多年の懸案であつた天理教青年會も無事その設立を見るに至つたのである。

爾來會員の申込は翕然として殺倒し、翌大正八年一月には早くもその數二萬有餘になつたので、同二十七日發會式を催し、ついで毎年十月

二十七日にその總會を開いてをる。會するもの無慮一萬五千と註せらる。本年でその第三回目を開催することになつてをるのである。そこで現在の状況を見るに、會員數は未だ創立滿三ヶ年を出ないのに既に八萬に垂んとして居り、また分會の設置せられたもの十九箇所支部の設置に至つては百八十一箇所の多きに達して居るのである。その活動としては毎年各地に巡廻講演を行うてをるばかりでなく、大正九年の如きは内相の囑望によつて近來西洋より浸潤する諸思想により漸次悪化せむとして居る我國思想界を善導するがため、全國各都市に對つて講師を派遣して民力涵養の大講演會を開催し、教外に向つて本教のため大なる氣力を示したのである。加之、本年の如き部下分支部會よりの選出講師と本部役員とを一團としたる十數組を全國各地に派遣して、一齋に夏季傳道に従事したなどは、教界に於いてその例を餘り見られない勇舉であつた。その他、毎年夏季に講習會を開催し

て或は新進なる時事問題を捉へ或は深遠なる教義を究めて、天理教青年の信仰と智識との向上發展に資し、一面は國家社會のため一面は本教のため有爲なる青年の輩出に努力して居るなど、實にその活動は目醒しいものである。

殊に現在にてはその事業の遂行に餘念なく、一大會館の建設と一大圖書館を創立して、以て本教の事業たらしむべく奔命して居る。それのみならず、本年その規程の一部を改訂して幹事三名、理事五名を新任命して他日の勇飛を期し、また各部下分支會に至るまで各々懸命の努力をして或は講習會に或は巡廻講演に陽になり陰になりて大天理教のために活躍してをるのであるから、後日天理教の一大飛躍の先驅者として教の内外にその實績を範示して、讚嘆と驚愕との眼を瞪らしむるは、蓋し遠い將來ではなからうと思ふ。今それを通覽することの出来るやうに一覽表を示さば

天理教青年會一覽表

(大正十年九月十五日現在)

會長		山澤 爲造		在所		奈良縣山邊郡丹波市町大字三島	
顧問		松村吉太郎 高井 猶吉 板倉 槌三郎		創立		大正七年十月二十五日	
役本		幹事 三名		分會		一九	
理事 五名		參事 四十七名		支會		一八一	
會計 三名		會報委員 三名		下分會		十九名	
講演委員 四名		建築委員 五名		支會長		百八十一名	
圖書委員 五名		圖書記 一名		會員數		七萬八千九百五十六名	

天理教青年會規定

- 第一條 本會ハ天理教青年會ト稱ス
- 第二條 本會ハ天理教青年ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ本部ヲ天理教會本部所在地ニ置ク
- 第四條 本會ハ教祖ノ理想ヲ体シ鞏固ナル信念ヲ砥礪シ本教青年タルノ本務ヲ完成スルヲ以テ目的トス
- 第五條 本會ハ其ノ目的ヲ貫徹スル第一歩トシテ左ノ事項ヲ實行ス
- 一、毎月本部ニ於テ一回乃至數回ノ例會ヲ開ク
 - 二、隨時各地ニ會員ヲ派遣シ講演會ヲ開ク
 - 三、毎年春秋二季ニ本部ニ於テ講演大會ヲ開ク
 - 四、圖書館ヲ設立ス
- 第六條 本會ハ國家社會ニ對シテハ本教ノ羽翼トナリ以テ其ノ事業

ノ達成ニ努力ス

- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 會長 一名 幹事 若干名 理事 若干名 參事 若干名
- 第八條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 第九條 幹事ハ會務ヲ監理シ、理事ハ會務ヲ處理ス、參事ハ會務ヲ執行ス
- 第十條 削除
- 第十一條 會長ハ天理教會本部員ノ推薦ニ依リ管長ノ認可ヲ得タル者ヲ以テス
- 第十二條 幹事、理事及ビ參事ハ會長之ヲ任命ス
- 第十三條 本會ハ天理教本部員若干名ニ顧問ヲ屬托シ其ノ指導ヲ受ク
- 第十四條 本會ニ入會セントスルモノハ會員申込書ニ住所姓名ヲ明

記シ所屬分會支會又ハ理事ヲ經由シテ申込ムベシ

第十五條 本會々員ハ會費トシテ一時金九圓若シクハ每年金壹圓宛拾ケ年間釀出スルモノトス

第十六條 本會々員ニハ會員章ヲ交附ス

第十七條 會員中轉居退會死亡等ノ節ハ直チニ本部ニ届出スベシ但シ退會者ハ會員章ヲ返納スベシ

第十八條 本會ハ本部所在地ニ於テ毎年一回總會ヲ開ク

第十九條 本會ハ各地ニ分會支會ヲ置ク

第二十條 分會ニハ分會長及主事若干名ヲ置ク

第二十一條 支會ニハ支會長及承事若干名ヲ置ク

第二十二條 分會長ハ分會ノ會務ヲ統理シ支會長ハ支會ノ會務ヲ統理ス

第二十三條 主事ハ分會長承事ハ支會長ノ命ヲ受ケ庶務ヲ處理ス

第二十四條 分會及支會ニ於テ毎月一回乃至數回例会ヲ開ク

第二十五條 第六條ノ主旨ヲ實行スルタメ分會支會ニ於テ事業ヲ企圖セントスル場合ハ會長ノ認可ヲ得ベシ

但シ應急ノ際ハ臨機ノ處置ヲ執リ其ノ旨本部へ届出スベシ

十三 道友社

道友社とは、天理教に於ける文書傳道の源泉地の謂であつて本教の機關雜誌「道の友」も此處から發行せられて居るのである。

宣傳だとかプロバカンダとかいふ事が近頃喧しく言はれるやうになつて來てから、この宗教でも此の文書傳道について重く意を用ゐるやうになつて來た。が我が天理教では早くも三十有餘年前即ち明治二十四年の十二月、また本教が神道本局の一宗派として布教を公認せらるゝやうになつたばかりの時に前管長の發意の下に神のお許しを得てその機關雜誌として「道の友」を發行することになつたのである。爾來三十有餘の星霜は過ぎてその間雜誌「道の友」の發展は著しきものあり、現在既に第三百六十號にまで到達して發行部數一萬有餘を有して居る。その内容の充實せることとその發行部數の夥多であ

ることは、多くの宗派の起源地の最も多く存して居る西日本に於いて隨一のものであつて、何れのものゝ追隨をもゆるさない遙に卓越せる地盤と効果とを收めて居る。それだけそれは本教の優勢と活氣とを實證して餘りあるものではあるが、またそれは「道の友」そのものゝ實質が確に同種雜誌中に於いて群をぬいてをることの反映でなければならぬのである。

なほそればかりではなく、道友社には天理教に於ける文書傳道の凡ゆる書籍を實費販賣してをる。或は深幽なる教義の研究物だとか、或は高邁なる神言の解釋物だとか、その他あらゆる天理教に關する百種近くの書籍を發行願賣し、頻りに天理教文書傳道のため面目を施して居る。教内唯一の經典であるべき「御神樂歌」などはその下附數實に一ヶ年平均二萬餘冊に及んで居る有態であるから、他はみな推して知るべしである。

内部を分ちて二部とする。即ち一は編輯部であつて、一は頒賣部である。編輯部は増野本部長を主筆に同人十五名主として雑誌「道の友」の編輯に従事し、書籍發行の計企及天理數文書傳道の企圖を策し、その中樞を掌握してをる。頒賣部は山中準役員を主任に數名の青年これが任に當り頒布の衝に當つてをる。社長に板倉本部長を戴く。

十四 信徒詰所

三島の土地を踏んだ人は、御本部の神殿を圍繞して路の兩側の此處彼處に白聖の壁を繞らした宏莊な建物の立ち並んで居るのを見られるであらう。之れ即ち信徒詰所である。

信徒詰所は各直轄教會が、その部屬信徒の宿泊場所として設けた所であつて、又一方各教會の出張所を兼ねるもので、教會本部との直接交渉に當らしめて居る。

抑々このお地場に信徒詰所の設けられたのは、明治二十九年に行はれたる教祖十年祭の時からである。當時我が天理教の教勢は別項の「天理教の沿革」にも示した様に全國に驥足を延ばして、信徒の數は二百萬にも達して居た。それで大祭の行はれる度毎に、御地場を憧憬し、教祖の御名を唱へて歸來する信徒の數は常に萬を超るので、數軒

の旅宿は勿論地方の民家を借用して漸くその寢食を凌ぐの状態であつたが、各教會にては、かくては切角遠國から歸來した信徒に満足を與へて歸すことは出來ないといふのが動機となつて設けられたものである。教祖十年祭當時には僅かに郡山、兵神、山名、河原町、高安、高知、北船場、中河の九ヶ所より出來て居なかつた。それとても漸く今日の夫より見れば極く規模の小さいものに過ぎなかつた。以來教勢の膨張と共に御地場に歸參する信徒は日夜に來集するので、各直轄教會にてはその所屬信徒の多寡に應じて夫々信徒詰所を設け或は増築することになり、現在では郡山、高安、山名等の大より、江戸、浪華の小に至るまで併せて四十二ヶ所の詰所が設けられてある。其の規模の小なるものでも百人内外大きなものになれば、裕に數千の信徒を寢るゝに十分な設備が出來て居る。宿舍の各部屋よりは凡て廻廊を以て食堂、浴室、洗面所より便所に至るまで通じ、その規模の大なる又設備行き届ける點は

他の何處にも見られないのみならず、凡ての宿者が「お道」の人であるから、これほど混雑しても些かの喧噪も間違も嘗て起つたことはない。尙詰所には常に別科生と中學生との寄宿舎をなして居る。これも各教會により多寡の差は免れないが、別科生だけで百數十人を收容して居る話所も五六ヶ所はある。是等學生には別に勉強室と寢室とを與へ詰所の事務員が生徒監督として生徒を保護鞭達して居る。今左に詰所の名を擧ぐれば

- 郡山大教會信徒詰所
- 兵神大教會信徒詰所
- 山名大教會信徒詰所
- 船場大教會信徒詰所
- 河原町大教會信徒詰所
- 撫養大教會信徒詰所
- 東大教會信徒詰所
- 敷島大教會信徒詰所
- 日本橋大教會信徒詰所
- 高安大教會信徒詰所
- 南海大教會信徒詰所
- 荻津大教會信徒詰所
- 高知大教會信徒詰所
- 北大教會信徒詰所
- 湖東大教會信徒詰所
- 甲賀大教會信徒詰所
- 水口大教會信徒詰所
- 中河大

教會信徒詰所○中和教會信徒詰所○堺教會信徒詰所○島ヶ原教會
 信徒詰所○櫻井教會信徒詰所○城法教會信徒詰所○大縣教會信
 徒詰所○御津教會信徒詰所○治道教會信徒詰所○日和佐分教會信
 徒詰所○櫻谷分教會信徒詰所○奈良分教會信徒詰所一平安分教會
 信徒詰所○南紀分教會信徒詰所○西分教會信徒詰所○大江分教會
 信徒詰所○八木分教會信徒詰所○中津分教會信徒詰所○新潟分教
 會信徒詰所○生野分教會信徒詰所○泉支教會信徒詰所○網島支教
 會信徒詰所○豐繁支教會信徒詰所○江戸宣教所信徒詰所○浪華宣
 教所信徒詰所

十五 教廳職員

天理教管長

中山正善

職務攝行者

大教正 山澤爲造

天理教廳幹事諮問局員

權大教正 松村吉太郎

同 山中彦七

天理教廳幹事兼諮問局員(職級順)

權大教正 高井猶吉

同 深谷源次郎

同 板倉槌三郎

同 宮森與三郎

同 土佐卯之助

同 畑林爲七

中教正 山田太右衛門

中教正 梅谷梅次郎

權中教正 梶本宗太郎

同 上田民藏

少教正 飯降政甚

同 増井bん

天理教教勢

支廳所管區 府縣別及管理所	種別		教會		宣教所 小
	大教會	教會	分教會	支教會	
東京教務廳	東京府	二	〇	二	一八三
	神奈川縣	〇	〇	六	五〇
	埼玉縣	〇	〇	四	二九
	千葉縣	〇	〇	一	六五
	茨城縣	〇	〇	〇	〇
京都教務廳	京都府	一	〇	七	一三〇
	滋賀縣	三	〇	五	三〇
	福井縣	〇	〇	三	二〇
	石川縣	〇	〇	〇	一三
	富山縣	〇	〇	〇	六
大阪教務廳	大阪府	一	〇	四	二九〇
	兵庫縣	五	三	四	二五六
奈良教務廳	奈良縣	〇	一	三	一三七
	三重縣	二	四	六	七三
和歌山教務廳	和歌山縣	一	〇	五	一四八
名古屋教務廳	愛知縣	〇	一	三	一〇五
	靜岡縣	〇	〇	〇	六八
	山梨縣	〇	〇	〇	二二
	岐阜縣	〇	〇	〇	四五
前橋教務廳	群馬縣	〇	〇	二	三七
	栃木縣	〇	〇	六	五〇
	長野縣	〇	〇	二	三三
	新潟縣	〇	〇	二	四七
福島教務廳	福島縣	〇	〇	一	五二
	宮城縣	〇	〇	〇	二七
	岩手縣	〇	〇	〇	一五
	青森縣	〇	〇	一	一二
	山形縣	〇	〇	三	一五
	秋田縣	〇	〇	一	三二
北海道教務廳	北海道	〇	〇	一	一九七
岡山教務廳	岡山縣	〇	〇	二	二
	廣島縣	〇	〇	一	五七
	山口縣	〇	〇	一	五六
	山根縣	〇	〇	四	七二
	鳥取縣	〇	〇	〇	三八
	島根縣	〇	〇	〇	三九
德島教務廳	德島縣	〇	〇	一	一〇三
	香川縣	〇	〇	六	四四
高知教務廳	高知縣	〇	〇	七	二九
	愛媛縣	一	〇	五	七四
福岡教務廳	福岡縣	〇	〇	三	八七
	大分縣	〇	〇	二	四五
	佐賀縣	〇	〇	〇	一七
	熊本縣	〇	〇	一	〇六
	鹿兒島縣	〇	〇	〇	〇

理 教 教 勢 統 計 表

大正九年十二月末日現在

支廳及管理 所管內合計	教 徒		信 徒		戶 數		備 考
	男	女	男	女	男	女	
三、五五六 八七〇 二、八九七 一、〇七五 九八六	二、八五九 五八六 一、四九六 一、二四一 五九二	六四一五 一、四五六 三、六九三 二、二二六 一、五七八	九五、八五〇 二五、五五九 四六、〇二六 三〇、三八一 二八、七九二	九五、五九一 二二、五九四 四七、一八一 二九、七四六 二五、〇八二	一九一、四四一 四八、一五三 九三、二〇七 六〇、一二七 五三、八七四	四三、六二一 一一、五二二 一五、七二七 一一、二九四 一〇、五四六	東京府北豐島 郡東鴨町大字 上駒込字染井 八七五
二、一四二 二、一四二 〇〇三五七	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	一、五八五 一、四八三 一、四八三	一、五八五 一、四八三 一、四八三	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	京都市上京區 丸太町通堀川 西入西丸太町 一七六
二、一四二 二、一四二 〇〇三五七	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	一、五八五 一、四八三 一、四八三	一、五八五 一、四八三 一、四八三	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	大阪府中河內 郡玉川村大字 岩田四八〇
二、一四二 二、一四二 〇〇三五七	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	一、五八五 一、四八三 一、四八三	一、五八五 一、四八三 一、四八三	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	奈良市高畑町 字菩提二三九
二、一四二 二、一四二 〇〇三五七	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	一、五八五 一、四八三 一、四八三	一、五八五 一、四八三 一、四八三	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	和歌山市小松 原通五丁目二
二、一四二 二、一四二 〇〇三五七	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	一、五八五 一、四八三 一、四八三	一、五八五 一、四八三 一、四八三	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	愛知縣愛知郡 御器所村大字 五十六番字砂 田甲十七番併 四十六番併
二、一四二 二、一四二 〇〇三五七	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	一、五八五 一、四八三 一、四八三	一、五八五 一、四八三 一、四八三	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	前橋市堀川町 四一ノ一
二、一四二 二、一四二 〇〇三五七	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	一、五八五 一、四八三 一、四八三	一、五八五 一、四八三 一、四八三	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	福島市大字腰 濱字大谷地一 七ノ三、一八
二、一四二 二、一四二 〇〇三五七	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	一、五八五 一、四八三 一、四八三	一、五八五 一、四八三 一、四八三	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	北海道札幌 南七條西十一 丁目
二、一四二 二、一四二 〇〇三五七	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	一、五八五 一、四八三 一、四八三	一、五八五 一、四八三 一、四八三	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	德島市大字前 川町字前川二 四五ノ一
二、一四二 二、一四二 〇〇三五七	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	一、五八五 一、四八三 一、四八三	一、五八五 一、四八三 一、四八三	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	高知市北門筋 九
二、一四二 二、一四二 〇〇三五七	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	一、五八五 一、四八三 一、四八三	一、五八五 一、四八三 一、四八三	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	福岡市荒月町 二四
二、一四二 二、一四二 〇〇三五七	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	一、五八五 一、四八三 一、四八三	一、五八五 一、四八三 一、四八三	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	熊本市京町本 町三六
二、一四二 二、一四二 〇〇三五七	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	一、五八五 一、四八三 一、四八三	一、五八五 一、四八三 一、四八三	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	二七、三七二 一三、六四七 三、六一二	朝鮮京城府古 市町一五

教會表

所屬名種別	教會數		宣教所別	
	大會	分教會	支教會	小
本部直屬	八	八	一三	三
郡山大教會			九	二
兵神大教會			八	一
山名大教會			九	一
船場大教會			六	一
河原町大教會			三	一
撫養大教會			三	一
東大教會			四	一
數島大教會			三	一
日本橋大教會			七	一
高安大教會			二	一
南海大教會			六	一
芦津大教會			六	一
高知大教會			二	一
北大教會			七	一
湖東大教會			八	一
甲賀大教會			三	一
水口大教會			三	一
中河大教會			三	一
中和教會			一	一
堺教會			一	一
島ヶ原教會			二	一
櫻井教會			二	一
城法教會			三	一
大縣教會			四	一
御津教會			三	一
治道教會			五	一
日和佐分教會			四	一
奈良分教會			二	一
平安分教會			一	一
南紀分教會			二	一
四分教會			二	一
大江分教會			二	一
宇佐分教會			六	一
八木分教會			三	一
梅谷分教會			四	一
中津分教會			三	一
旭日分教會			一	一
新湊分教會			一	一
生野分教會			三	一
田原分教會			二	一
和爾分教會			三	一
上町分教會			三	一
琵琶分教會			三	一
泉分教會			六	一
網島分教會			九	一
豐繁分教會			三	一
江戶分教會			一	一
朝鮮分教會			一	一
朝華分教會			一	一
天元分教會			一	一
照心分教會			一	一
滿洲管理所	一	八	一五	六
合計	一八	八	一五四	三一九

學事

校名	員數	職員		計	在	校
		校長	教師			
天理女學校	一	一	八	一	男	一
天理中學校	一	一	〇	一	女	一
天理講習所	一	一	〇	一	男	一
天理中學校	一	一	〇	一	女	一
天理女學校	一	一	〇	一	男	一
合計	四	四	八	一六	男	一六

天理教養

院長	一
理事	一
評議員	三〇
教師	一
保母	二
書記	一
醫師	一
計	三八
在院兒童	一七〇

德院表

計	前年度迄	本年度	計	前年度迄	本年度	計	備	立	考
男	四〇	〇	四二	男	二二	〇	明治四十三年四月一日		敷地坪數
女	〇	〇		女	〇	三			四九一六

人會表

特別會員	通常會員	贊助會員	員	直	直	直	計	備	立	考
四、九〇四	一〇、二七四	二、一〇四	一一九、七四九	支	員	員	計	明治四十一年一月二十九日		敷地坪數
				部	部	部				一七一

年會表

計	會	員	直屬分會	直屬支會	部屬支會	計	備	立	考
七三	二四八	七四八五二	一九	二五	一四八	一九二	大正七年十月二十五日		立

大正十年十月五日印刷
大正十年十月七日發行

奈良縣山邊郡丹波市町大字三島八十番地
發行兼編纂者 天理教道友社編輯部

代表者 板倉 槌三郎

印刷者 濱田 正夫
大阪市南區安堂寺橋通一丁目一番地

印刷所 濱田印刷所
大阪市南區安堂寺橋通一丁目一番地

電話船場 三三三九〇番
三三三九一番

392

237

終

